

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上きらめき生命



Disclosure
2007

三井住友海上きらめき生命の現状

最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、
より多くのお客さまと、より深い信頼を築きます。
そして、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献します。

きらめきネクスト10



ずっとずっときらめいて

お客さまに最適な商品・サービスの提供
お客さまに信頼される販売
「業務プロセスのイノベーション」を実現



グループ保有市場におけるクロスセル推進
新たな成長領域における生保市場拡大
「誇れる、存在感のある、働きたいのある会社」を実現

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上きらめき生命

会社概要

(2007年3月31日現在)

社 名：三井住友海上きらめき生命保険株式会社
英文名称：Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Company, Limited
設 立：1996年(平成8年)8月8日
資本金：355億円
従業員数：597名
本社所在地：東京都千代田区神田錦町3丁目11番1号



本社ビル

目次

経営理念・経営方針

ごあいさつ／トップメッセージ	2
経営方針／業務内容	4
きらめき生命中期経営計画	6
三井住友海上グループ中期経営計画	8

経営指標等

1. 保有契約高	10
2. 保有契約年換算保険料	10
3. 基礎利益と経常利益	11
4. 実質当期純利益	11
5. 資本金	12
6. 総資産	12
7. 有価証券残高	12
8. 貸付金残高	12
9. 責任準備金残高	13
10. 当社の格付け	13
11. 逆ざやの状況	13
12. ソルベンシー・マージン比率	14
13. 2006年度末エンベディッド・バリューについて	15

当社の取り組み

1. お客さま満足度向上に向けた取り組み	18
2. リスク管理	21
3. 勧誘方針	25

4. 代理店教育・研修	26
5. FC社員について	27
6. 社会貢献活動	28
7. 生命保険契約者保護機構	29

商品・サービス

1. 新商品	32
2. 販売商品	33
3. お客さまへの情報提供	37
4. 商品に関する情報(デメリット情報を含む)	38
5. 保険金・給付金のお支払い状況	40
6. 保険金支払体制	41

会社データ 掲載項目一覧

I. 保険会社の概況及び組織	44
II. 保険会社の主要な業務の内容	49
III. 直近事業年度における事業の概況	50
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	53
V. 財産の状況	54
VI. 業務の状況を示す指標等	66
VII. 保険会社の運営	97
VIII. 特別勘定に関する指標等	97
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	97

主な保険用語の説明	98
-----------	----

ごあいさつ / トップメッセージ



日頃より、三井住友海上きらめき生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の2006年度決算の概況や最近の事業活動についてご紹介する「三井住友海上きらめき生命の現状」を作成いたしました。ご一読いただき、当社現状についてご理解の一助としていただければ幸いです。

当社は1996年の営業開始以来、ご契約者をはじめとする多くの方々の支援を受けて、順調に業績を伸ばしてまいりました。おかげさまで昨年10月、開業10周年を迎えることができました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

2007年4月には、三井住友海上グループの「経営理念」、「目指す企業像」、「行動憲章」、さらには「お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現」という、新中期経営計画「ニューチャレンジ10」を踏まえた、当社の新たな中期経営計画「きらめきネクスト10(テン)」を策定いたしました。

開業から10年が経ち、新しい一步を踏み出した当社が、「次の」ステージに進むにあたり、さらに良い会社にしていきたいとの思いを「ネクスト」の言葉に込めました。

新しい中期経営計画では、「最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、より多くのお客さまと、より深い信頼を築き、きらめき生命の成長を実現し、グループの発

展に貢献する」ことを経営目標として掲げております。
2010年には、お客さまの数、保有契約高、保有年換算保険料を、それぞれ現状の1.5倍に拡大することをめざしています。

「きらめきネクスト10」のもと、役員・社員が一丸となって、「お客さま・社会に信頼され選ばれる企業」をめざし、新たな成長に向けていっそうの努力を続けてまいります。

また2007年7月1日には、三井住友海上火災保険株式会社と同じく、国際規格「ISO10002」(品質マネジメント-顧客満足組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しました。

三井住友海上グループでは、2006年9月に策定した「グループ苦情対応基本方針」に基づき、継続的な態勢整備に取り組んでまいりましたが、今回の「ISO10002」自己適合宣言により、態勢のいっそうの強化を図るとともに、お客さまからの声を業務改善に活かし、「満足度向上」への取組みを推進してまいります。

きらめき生命は、これからもお客さまの立場に立って、一人ひとり一つひとつを大切に、「お客さま基点」を徹した業務を行い、これまで以上に企業品質の向上に取り組んでまいります。

引き続き、ご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2007年7月

取締役社長 **内田 達**

当社では2001年度から2005年度に保険金等のご請求をいただいた事案の調査を行ってまいりましたが、追加のお支払いを要する事案のあることが判明いたしました。保険金・給付金のお支払い業務という、生命保険会社の最も基本的かつ重要な業務において、お客さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回判明した事案につきましては、追加のお支払いに必要な事項を確認させていただき、最優先でお支払いの手続きを進めてまいりました。このような結果を招いた事実を重く受け止め、再発防止に向けた態勢整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

1 経営方針／業務内容

1 経営方針

(1) 基本方針

当社は、2007年4月、三井住友海上グループ中期経営計画(2007年度～2010年度)「ニューチャレンジ10(テン)」を踏まえ、「最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、より多くのお客さまと、より深い信頼を築き、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献する」を経営目標として掲げた中期経営計画(2007年度～2010年度)「きらめきネクスト10(テン)」を策定しました。

この計画のもと、全役員・社員が総力を結集し、以下を戦略の基本として事業運営に努めてまいります。

- ①お客さまに最適な商品・サービスを提供
- ②業務プロセスのイノベーションを実現
- ③お客さまに信頼される販売体制の拡充・強化

(2) 三井住友海上グループとしての経営方針

当社は、三井住友海上火災保険株式会社が100%出資する、グループ事業の中核となる会社であり、同社が策定した三井住友海上グループの「経営理念」、「目指す企業像」、三井住友海上グループ中期経営計画(2007年度～2010年度)「ニューチャレンジ10(テン)」のもと、一体となって活動を行っております。

2 業務内容

(1) 保険の引受け・保険金等のお支払い

当社では、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでおります。

- ①保険商品の品ぞろえ充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ②保険設計に関するノウハウの蓄積、ツールの拡充およびそのご提供
- ③社員・代理店に対する教育・指導
- ④安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金の支払に備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っております。支払の備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としております。

運用対象の大部分を占める債券につきましては、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めております。

三井住友海上グループの「経営理念」、「目指す企業像」の内容は次のとおりです。また、「きらめきネクスト10(テン)」、「ニューチャレンジ10(テン)」の概要は次ページ以下をご参照下さい。

経営理念

保険・金融サービス事業を通じて

- 世界に安心と安全をとどけ 豊かな社会づくりに貢献します
- 最高の商品とサービスを提供し お客さまの満足を実現します
- 永続的な業績向上を目指し 株主の信頼と期待に応えます

目指す企業像

1. 損害保険・生命保険事業をコアとし、金融サービス、リスク関連サービス事業をダイナミックに展開する保険・金融グループ
 - わが国損保No.1の成長性・収益性・規模の実現
 - 積極的な海外戦略に基づくグローバルな展開
2. お客さま・株主・代理店・社会から高く評価され、信頼される保険・金融グループ
3. 社員の創造性があふれ、活きみなぎる、若々しくイノベティブな保険・金融グループ

きらめきネクスト 10 ～ ずっとずっと きらめいて ～

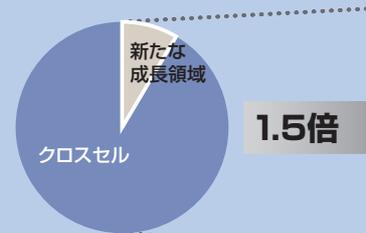
【グループ保有市場におけるクロスセル推進】

- 自社プロ代理店の「自立自走化」を柱とするクロスセル推進
 損保市場を保有する自社プロ代理店への教育・支援を集中実施
 自立自走→生保業務（見込客の掘り起こしから契約締結・保全活動まで）を自己完結できる
 こと、生保販売を代理店経営の基軸に据え継続的に実行できること
- 主要チャネル（金融機関代理店・企業・ディーラー等）における
 クロスセル推進
- 生保未委託代理店等の損保顧客への提案活動推進

【主要3項】

お客さまの数・保有契

<2006年度>



【お客さまに最適な商品・サービスの提供】

お客さまのニーズを満たす、魅力的でわかりやすい商品・サービスを提供

- 「個人・回払・死亡保障」商品を基軸
- 「医療保障」商品も重視
 「死亡保障」から「医療保障」への展開、「医療保障」から「死亡保障」への展開
- ライフステージにあわせ「老後保障」商品等にも対応
- 法人向け商品にも適切に対応

最適な保障を、質の高い

より多くのお客さまと、

そして、きらめき生命の成長を実現

企業品質

【「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社」を実現】

コーポレートガバナンスを強化し、コンプライアンス・リスク管理に最優先で取り組みます

自ら学び、自ら考え行動し、コミュニケーション（相互理解）を通じチームワークを大切にします

障害者スポーツ支援・ボランティア活動等を通じて社会に貢献するとともに、地球環境に対する責任を果たします

〈商品の提案・説明〉

- お客さまへの適切な商品提案説明責任を果たせる代理店教育
- お客さまにわかりやすい販売・見やすく、理解しやすい販売・使いやすい販売支援システム

〈保険金等の支払〉

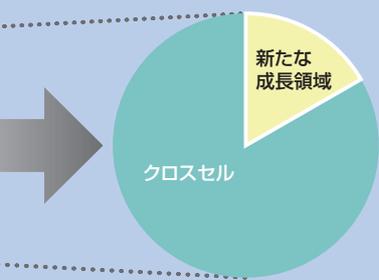
- 正確・適切・迅速な保険金等支払
- お客さま窓口の拡充・強化にさまとのコミュニケーション

(三井住友海上きらめき生命中期経営計画2007年度～2010年度)

目の成長

約高・保有年換算保険料

<2010年度>



【新たな成長領域における生保市場拡大】

- FC（フィナンシャル・コンサルタント）事業の推進
厳選採用を前提に組織拡大、平均生産性を向上
- 金融機関窓販（銀行・証券・郵政）への戦略的対応
当社ビジネスモデル・販売スキーム提案による参入実現と当社シェアの拡大
- 生保専門大型代理店への組織的に対応
営業体制の整備及び販売支援態勢の拡充
- 効率的かつ費用対効果の高い新しいビジネスモデルの構築
インターネット等の「非対面募集」、集客力のある業態による「店販」などの試行

販売活動を通じて提供し

より深い信頼を築きます

し、グループの発展に貢献します

【お客さまに信頼される販売】

お客さまの意向を適切に確認し、最適な保障を丁寧に説明する販売活動を推進

- 高品質な販売網の構築
- 営業体制・組織の整備
クロスセルを推進するとともに、新たな販路拡大を支える生保推進体制の構築
- 販売教育・研修の拡充
・生保プレイングリーダーに対する体系的な販売教育・研修の構築
・社員に対する販売教育・研修の充実

の 向 上

【「業務プロセスのイノベーション」を実現】

案・説明
育の充実
売ツール
ツールの開発
ムの開発

払のための態勢整備
より、丁寧なお客
実現

お客さまの声を大切にし、
常に業務を改善
業務プロセスを支える
システム基盤の整備

〈契約手続き〉

- お客さまの利便性やサービスのより一層の向上
保険料決済手段の多様化、契約締結から証券発行までの迅速な対応
- 公平・公正な引受環境の構築
・「正しい告知」の推進
・医務診査手法の拡充・整備

〈契約の維持・管理〉

- お客さまダイレクト対応によるサービス向上と業務効率化
コールセンターの態勢強化、お客さま対応スキルの向上
- ご契約後のお客さまへのアプローチ機会拡充

保険・金融サービス事業を通じて

「世界に安心と安全をとどけ 豊かな社会づくりに貢献します」 「最高の商品とサービスを提供し

ニューチャレンジ 10 (三井住友海上グループ中期経営計画・2007年度～2010年度)

【グループ基本戦略】

**「お客さま基点に立った“品質”の向上、
“信頼” “成長”を通じ、CSR経営を実現」**

- ①商品・サービスの品質向上に最優先で取り組むことによって、信頼を確保
- ②より多くのお客さまからの、より深い信頼を通じて、事業の成長を実現
- ③事業の成長によって拡大した経営資源をさらなる品質向上に向けた活動に投入
- ①～③の好循環によって絶え間ない品質向上を継続



「お客さま基点」

公平・公正かつ透明な活動により、お客さまにご満足いただくことに最大の価値をおくこと。

「品質向上」

お客さまとのあらゆる接点において、まず当たり前のことを確実にを行う「当然品質」を実現し、次にお客さまの期待を上回る「感動品質」を追求するためのPDCAサイクルによる主体的な取組。

C(確認)においては、お客さまの声等の外部評価と自己評価を実施。

「CSR経営」

品質向上、信頼、成長の好循環を実現していくことにより、7つのステークホルダー^(注)に対する責任を適切に果たしていく事業活動(=企業品質の向上)。

(注)お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域・国際社会、環境

【品質向上戦略】

「一人ひとりが成長し、一つひとつの品質を向上」

『ステークホルダーの声を幅広く反映』

- ・お客さまの声を大切にし、常に業務を改善
- ・各種業務を常に第三者の目により検証
- ・地域・国際社会への貢献、地球環境の保全・改善を積極的に実行

『社員、代理店の成長』

- ・自ら学び、自ら考え行動
- ・プロフェッショナルとして、自信と誇りを持って目標にチャレンジ
- ・コミュニケーション(相互理解)を通じたチームワークを重視

『業務プロセス・インフラの向上』

- ・お客さまへ質の高いサービスを提供する業務プロセス
- ・利用者にわかりやすく使いやすいシステム
- ・業務を正確かつ適切に行うための事務・システム

ループ経営理念

お客さまの満足を実現します」 「永続的な業績向上をめざし 株主の信頼と期待に応えます」

－企業品質を競争力として永続的に発展する 世界トップ水準の保険・金融グループを目指して－

【グループ事業戦略】

「グループ総合力を発揮し、お客さまに最大の価値を提供」

『生命保険事業』

- ・グループ生保2社の収益拡大。
- ・「きらめき生命」はクロスセルを軸に、営業体制強化と販売チャネル多様化により成長基盤を構築。
- ・「MSIメット生命」は個人年金市場における競争力を一層強化。
- ・海外生保事業の拡大(アジア等)。

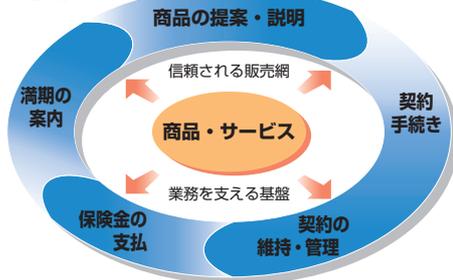
『海外事業』

- ・アジア・欧州・米州の3極態勢確立と本社によるガバナンス強化。
- ・アジアでの圧倒的な事業基盤の確立。
- ・選択と集中による戦略地域・分野への投資。

『国内損害保険事業』

各業務プロセスにおける品質を飛躍的に向上させ、これを競争力として事業を推進。

「業務プロセス」



商品

お客さまにとってわかりやすい商品・サービスの提供

販売

お客さまに信頼される販売網の構築と成長分野への積極的な取組

損害サービス

保険金支払態勢を一層強化し、確実・親身に対応

事務・システム

業務プロセスを支える基盤の整備

資産運用

運用力の向上と適正なリスク管理

『金融サービス事業』

金融サービス商品の開発力と販売力の強化。

『リスク関連事業』

保険事業の競争力向上とグループ収益の拡大に貢献する事業の発掘・展開。

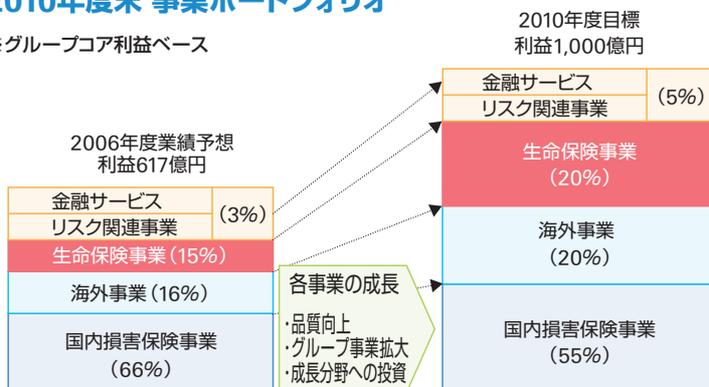


『グループ企業価値の拡大に向けた経営基盤強化』

コーポレートガバナンス, コーポレートブランド, リスク管理・コンプライアンス
資本政策, 組織・要員体制

2010年度末 事業ポートフォリオ

※グループコア利益ベース



2010年度末 数値目標 (暫定)

グループコア利益	1,000億円以上
グループROE	5.0%以上
(損保連結)	
連結正味収保	1兆6,500億円以上
(損保単体)	
正味収保	1兆3,700億円以上
コンバインドレシオ	95.0%以下

経営指標等

代表的な経営指標について、2006年度の状況は以下のとおりです。

経営指標等

1 保有契約高

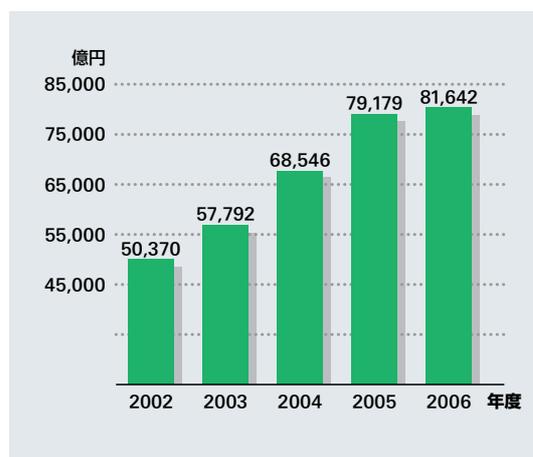
保有契約高 **81,642** 億円（個人保険・個人年金保険）

「保有契約高」とは、個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。（たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総合計額を表します。）

当社の2006年度末の保有契約高（個人保険・個人年金保険）は、2005年度末の7兆9,179億円に比べ、3.1%増加しました。団体保険を含む総保有契約高は、10兆7,254億円となりました。

また契約件数（個人保険・個人年金保険）も2005年度末の876千件から4.7%増加し、917千件になりました。

【保有契約高の推移】

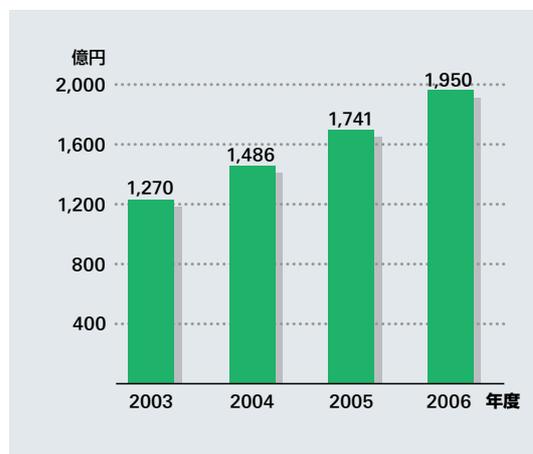


2 保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料 **1,950** 億円（個人保険・個人年金保険）

当社の2006年度の保有契約年換算保険料は、2005年度の1,741億円に比べ、12.0%増加しました。

【保有契約年換算保険料の推移】



3 基礎利益と経常利益

基礎利益 **39** 億円

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。

保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や資産運用に

よる収益から、保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

$$\begin{array}{l} \text{経常利益} \\ 30\text{億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基礎利益} \\ 39\text{億円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{キャピタル損益} \\ \triangle 8\text{億円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{臨時損益} \\ \triangle 0\text{億円} \end{array}$$

当社は2006年度、基礎利益39億円を計上し、保険本業での利益を確保しました。

なお2006年度も、108億円の責任準備金の積増しを実施しており、積増し前の基礎利益は、147億円となります。

「経常利益」は、「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものです。(詳細については、64ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照ください。)

4 実質当期純利益

実質当期純利益 **69** 億円

当社は保険業法上の標準責任準備金積立を達成するため、当年度の収益力をファンドに責任準備金の積増しを実施しており、当年度の積増し額は108億円となり、前年度の71億円から着実に増加しました。

当期純利益は、この積増しにより21百万円となっておりますが、積増しがなかった場合の実質当期純利益は69億円となりました。

5 資本金

資本金 **355** 億円

当社は、三井住友海上火災保険株式会社が100%出資する子会社であり、2006年度末の資本金の額は、355億円です。

6 総資産

総資産額 **8,923** 億円

当社の積極的な事業活動の結果、2005年度末の7,788億円から14.6%増加しました。

7 有価証券残高

有価証券残高 **8,381** 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は93.9%です。有価証券残高のうち97.4%にあたる8,166億円を国債・地方債・社債で運用しています。(83ページに「VI.4. (1) ①口」当社の運用方針」、90ページに「VI.4. (12) 有価証券明細表」をそれぞれ掲載しておりますので、ご参照ください。)

8 貸付金残高

貸付金残高 **220** 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.5%であり、またいわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(60ページに「V.5. 債務者区分による債権の状況」、「V.6. リスク管理債権の状況」を掲載しておりますので、ご参照ください。)

9 責任準備金残高

責任準備金残高 **8,215** 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払を着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。当社は、保険業法に基づき適正に積み立てています。

10 当社の格付け（2007年5月23日現在）

AA
AA

スタンダード&プアーズ(S&P) 保険財務力格付け

格付投資情報センター(R&I) 保険金支払能力格付け

11 逆ざやの状況

逆ざや額 **13** 億円

生命保険会社は、お客さまにお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）を運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続く中で、この予定利息分を実際の運用収益でまかなえない状態が一部の契約で発生し

ており、これを「逆ざや」状態といいます。

しかし逆ざやが生じていたとしても、基礎利益はこの逆ざやを埋め合わせた後の数値ですので、基礎利益がプラスであれば、逆ざやを上回る利益を確保していることとなります。

当社は今年度、保険本業による利益である基礎利益39億円を確保していることと明らかなとおり、この逆ざやを十分にまかなえる利益水準にあります。

逆ざや額は次の方法で算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} * 1 - \text{平均予定利率} * 2) \times \text{一般勘定責任準備金} * 3$$

*1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

12 ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率 **1,900.2%**

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベン

シー・マージン比率を維持しています。(61ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載しておりますので、ご参照下さい。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位:百万円)

項目	2005年度	2006年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	72,171	90,319
リスクの合計額(B)	9,661	9,505
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,493.9%	1,900.2%

(詳細は61ページ参照)

【直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標】

(単位:百万円)

項目	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
経常収益	159,345	172,720	187,370	219,426	238,571
経常利益	1,343	4,162	2,493	3,037	3,028
基礎利益	3,077	4,814	3,561	4,046	3,984
当期純利益	92	17	43	58	21
資本金 (発行済株式の総数)	23,000 (460千株)	23,000 (460千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)
総資産	476,684	545,434	671,635	778,831	892,324
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	416,984	499,911	596,364	709,974	821,570
貸付金残高	11,457	13,354	16,966	21,730	22,030
有価証券残高	440,276	505,620	633,994	723,466	838,116
ソルベンシー・マージン比率	1,549.2%	1,100.8%	1,807.9%	1,493.9%	1,900.2%
従業員数	408名	436名	445名	524名	597名
保有契約高	5,037,050	5,779,216	6,854,698	7,917,901	8,164,262
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

13 2006年度末エンベディッド・バリューについて

1. エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value: 以下「EV」という) とは、生命保険会社の企業価値評価に使われる指標の一つであり、評価時点での純資産価値 (投下資本と既に会計上認識した損益) に保有契約が将来生む利益の現在価値を加えたものです。

法定会計では生命保険の特性から販売時に集中的にコストが発生し、利益が得られるまで時間を要する等、当期の業績の

評価には使用しづらい一面がありますが、EVは保有契約の将来の利益を現在価値として認識することにより、生命保険会社の収益性をより合理的に表している指標と言えます。EVには現時点では統一的なルールはありませんが、諸外国等で広く採用されている方法を参考に、専門的能力と実務上の経験を有する独立した第三者機関 (アクチュアリー・ファーム) の検証を経て算出しております。

2. 2006年度末EV

(単位: 億円)

区 分	2004年度末		2005年度末		2006年度末	
		増減額		増減額		増減額
EV	1,215	466	1,386	170	1,594	208
純資産価値	541	265	548	7	552	3
保有契約価値	674	200	837	163	1,041	204
うち新契約価値	88	16	107	19	83	△23

(注1) 純資産価値は、以下の算式により計算しています。

純資産価値 = 貸借対照表の資本の部 - その他有価証券評価差額金又は株式等評価差額金 + 価格変動準備金 (税引後) + 危険準備金 (同) + 一般貸倒引当金 (同) - 保険業法第113条繰延資産 (同) + 保有契約価値計算に含めない有価証券に係る含み損益 (同)

(注2) 保有契約価値とは、保有契約について以下の算式により計算した将来の一定期間の利益を、割引率で割り引いた現在価値の合計です。

利益 = 保険料 + 資産運用収益 + 再保険収入 - 保険金等支払金 - 再保険料 - 責任準備金繰入 - 事業費等 - 配当準備金繰入 - 法人税等 - 資本コスト

資本コストとは、前提のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコスト (割引率と運用利回りの差から生じる利息相当額) です。

(注3) 新契約価値とは、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

3. 主要な前提条件

保有契約価値の算出における主要な前提条件は以下のとおりです。

項目	2005年度末	2006年度末
保険事故発生率	直近3年の支払実績および業界統計データより設定	同左
解約率	直近3年の解約実績および業界統計データより設定	同左
経費	直近年度の経費実績に基づき設定	同左
資産運用 (新規投資利回りは直近年度の平均利回りとして設定)	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 主な年度の運用利回り 10年国債・・・1.46% 2007年度 1.67% 20年国債・・・1.98% 2011年度 1.70% 30年国債・・・2.34% 2016年度 1.91% 2021年度 1.90%	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 主な年度の運用利回り 10年国債・・・1.76% 2007年度 1.78% 20年国債・・・2.17% 2011年度 1.87% 30年国債・・・2.41% 2016年度 2.17% 2021年度 2.15%
実効税率	直近の実績(36.15%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	800%を維持する	同左
割引率 (無リスク金利+リスクプレミアムを基準に設定)	7%	同左

4. 2006年度EV増減額の内訳

2006年度におけるEV増加額208億円の内訳は以下のとおりです。

(単位：億円)

要因	2006年度増減額
新契約価値	83
前年度末EVからの期待収益 ^(注1)	76
想定と実績の差等 ^(注2)	△16
金利変動等投資関連の影響	64
合計	208

(注1) EVは割引率を使用して計算するため、計算時点が1年進むことによるEVの増加額で、前年度末の保有契約価値および必要資本に割引率を乗じた金額です。

(注2) 保険事故発生率、解約率、経費の前提条件を更新したことによる変動額等です。

5.前提条件を変更した場合の影響

前提条件を変更した場合のEVへの影響額は以下のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更		EVへの影響額	EV額
保険事故発生率	0.9倍とした場合	+90	1,684
	1.1倍とした場合	△89	1,504
解約率	0.9倍とした場合	+39	1,633
	1.1倍とした場合	△35	1,558
経費(除く、募集手数料)	0.9倍とした場合	+34	1,628
	1.1倍とした場合	△34	1,559
新規投資利回り	0.25%上昇した場合	+59	1,653
	0.25%低下した場合	△68	1,525
ソルベンシー・マージン比率	800% → 600%に変更	+5	1,599
	800% → 1000%に変更	△18	1,575
割引率	7% → 6%に変更	+89	1,683
	7% → 8%に変更	△77	1,516

6.独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、計算の前提条件、計算方法および計算結果の妥当性につき、専門的能力と実務上の経験を有する独立した第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに検証を依頼し、意見書を得ております。なお、意見書については、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com/>)をご覧ください。

<ご使用にあたっての注意事項>

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。従いまして、EVは企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

当社の取り組み

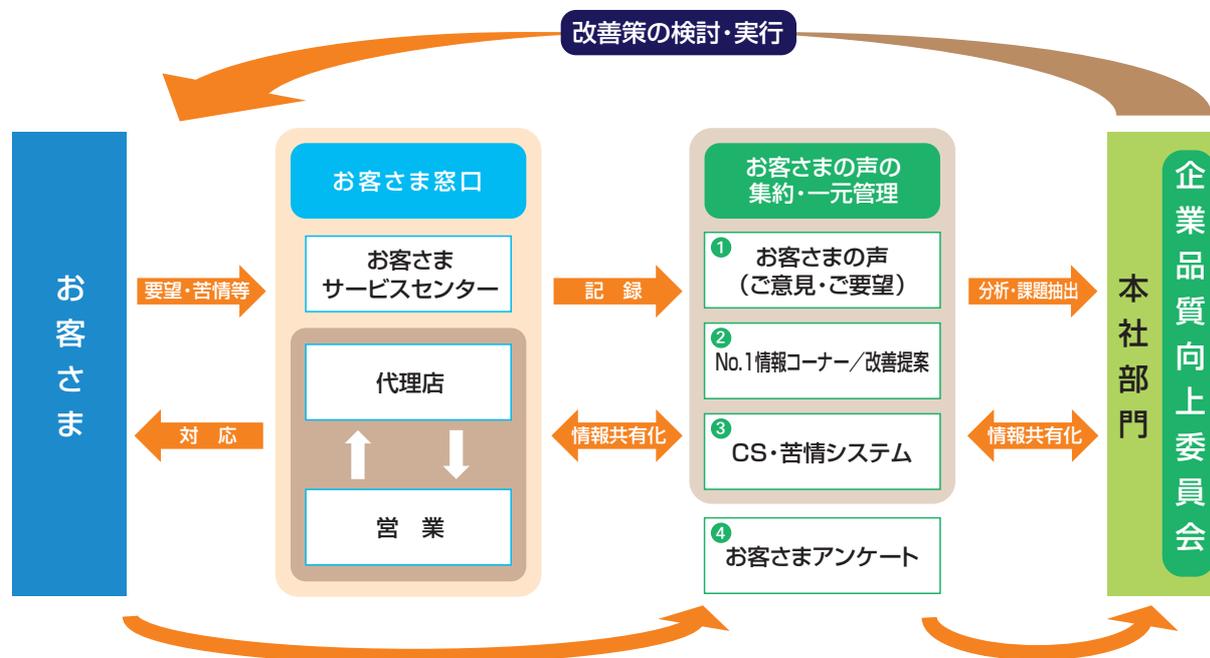
1 お客様満足度向上に向けた取り組み

当社では、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声（ご意見・ご要望・お叱り）に積極的かつ真摯に耳を傾け、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの担当部門で集約・分析の上、本社部門に伝達され、本社部門がお客さまの声を活かした改善策を検討しています。

さらに、2006年度には全社的な企業品質向上を推進するために、役員・本社部門長を中心に組織される「企業品質向上委員会」を設置しました。企業品質向上委員会では、本社部門の改善検討結果や全社的なCS向上の取組状況について報告を受け、部門横断的・全社的課題の審議や改善の指示を行い、継続的な経営改善への取り組みを進めています。

(1) お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み



①「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、全国のお客さまから、保険商品の内容や各種契約手続き等に関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話・インターネット等にてお受けしています。お受けしたお客さまの貴重なご意見は、カテゴリー別に分類して本社部門に伝達され、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が改善に取り組んでいます。

②「No.1情報コーナー／改善提案」の構築

社員(当社および当社が販売を委託している三井住友海上火災保険株式会社の社員。以下同じ。)が持つアイデアやノウハウを共有するために、社内イントラネット上に「No.1情報コーナー／改善提案」を構築しています。同コーナーにはCS向

上等を目的とした「改善提案」の項目が設けられており、社員が自らの提案およびお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みを整えています。

2006年度 提案数：142件 うち、55件について改善済または改善予定。

③「CS・苦情システム」の構築

当社では、苦情を「お客さまの不満の表明」と定義しています。全国で発生した苦情を一元管理する「CS・苦情システム」を社内イントラネット上に構築し、不満を感じられたお客さまに対して、迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。さらに、苦情の内容を全社で共有することによって、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善を行い、苦情の未然防止に活かしています。

2006年度 苦情件数：994件 苦情の内訳は、P. 52をご覧ください。

④お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。

アンケート結果は、行動改善・業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックするとともに、代理店向け冊子「お客さまに対するアフターサービス完全ガイド」を作成するなど、お客さま対応に活かしています。

また、代理店とお客さまとのコミュニケーションを深めるために、健康情報や各種イベントをご案内する「グリーティングカード」や「安心おとどけ便」をご用意し、お客さまへの情報提供に努めています。

●「安心おとどけ便」とは、代理店がお客さま宛てにダイレクトメールやFAXなどを簡単に送付できるコミュニケーション支援システム。本システムを活用することにより、代理店は、新商品の案内や生命保険に関する情報・ニュースなどを簡単にお客さまにお伝えすることができます。

■ご契約者へのアンケート

ご契約内容をお知らせするために、年に一度ご契約者にお届けする「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」にアンケートはがきを同封し、当社の商品・サービス、代理店の対応・サービスに対するご意見や満足度についてお伺いしました。

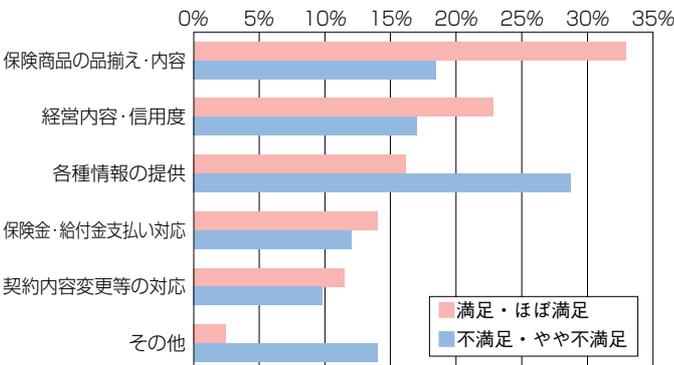
(毎年1回、10月実施、送付数：約59万通、回答数：約1.2万通)

<ご契約者へのアンケート>

Q1 当社の商品・サービスについて満足されていますか？

満足度	割合
①満足	19.7%
②ほぼ満足	36.6%
③普通	36.5%
④やや不満足	4.6%
⑤不満足	2.6%

Q2 その理由は何ですか？（複数回答可）



■ご加入手続きのアンケート

「保険証券」にアンケートを同封し、商品内容のご説明やパンフレット・申込書・保険証券のわかりやすさに対するご意見や手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2006年11月～3カ月間実施、送付数：31,600通、回答数：591通)

■給付金お支払手続きのアンケート

実際に入院され、給付金をお支払したお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見やお支払までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2006年11月～3カ月間実施、送付数：4,359通、回答数：1,033通)

■名義変更手続きのアンケート

名義変更されたご契約者にお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2007年1月～3カ月間実施、送付数：3,075通、回答数：238通)

■お客さまサービスセンター利用者へのアンケート

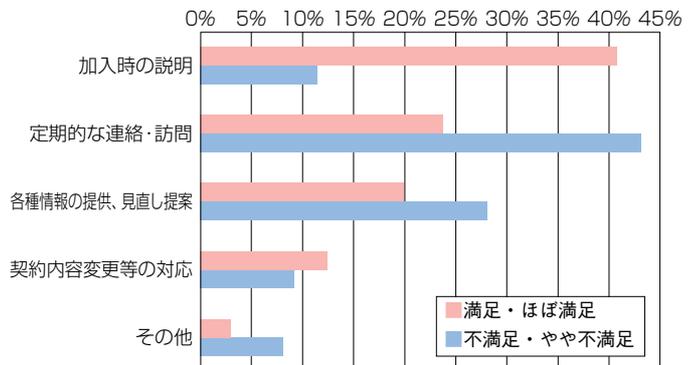
お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りした書類にアンケートを同封し、オペレーターの電話対応や書類の記入方法のご案内のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。

(2006年8月～1カ月間実施、送付数：1,635通、回答数：820通)

Q3 取扱代理店の対応・サービスについて満足されていますか？

満足度	割合
①満足	35.0%
②ほぼ満足	27.7%
③普通	28.9%
④やや不満足	4.9%
⑤不満足	3.5%

Q4 その理由は何ですか？（複数回答可）



(2) お客様の声を活かした改善例

※新商品の開発については、P. 32「1. 新商品」をご覧ください

お客様の声

商品パンフレットは、重要なことをわかりやすく説明してほしい。

- パンフレット等について、見やすさ・わかりやすさの観点から消費者インタビューを実施し、見直しを行いました。たとえば、
 - ・「新医療保険のパンフレット」では、「低解約返戻金割合の説明」に図解を追加し、パンフレット全体のレイアウトを見直しました。
 - ・「契約概要のご説明」、「注意喚起情報」では、特に重要な箇所の色使いを変えて目立つようにし、保険金等をお支払いできない場合の説明に図解を追加しました。(2007年3月実施)
- パソコン用設計書・申込書作成ツール「きらめきNavi」に保障内容や保険料などを1枚でコンパクトに説明した設計書作成機能を追加しました。(2006年7月実施)

お客様の声

どこまで告知すれば良いのかよくわからない。後でもう一度、告知内容を確認したい。

- 告知書に、記入の見本や告知に関する説明文書を追加しました。(2006年7月実施)
- 告知書の質問項目を12項目から7項目として、記入しやすくするとともに、質問内容をよりわかりやすくしました。また、告知書について消費者インタビューを実施し、いただいたご意見を参考に、レイアウトや色使いを工夫して、見やすさ・記入しやすさを向上させました。(2007年3月実施)
- 申込内容や告知内容を十分にご確認いただくことができるように、申込書や告知書を複写式とし、ご契約者に申込書(控)を、被保険者に告知書(控)をお渡しする対応としました。(2006年7月実施)

お客様の声

「ご契約のしおり・約款」を失くしたので送ってほしい。

- 「ご契約のしおり・約款」、「契約概要のご説明」、「注意喚起情報」などの重要事項の説明書類がお手元にある旨の確認はがきを保険証券に同封し、失くされた場合には再送付する対応としました。(2006年11月実施)
- 重要事項の説明書類を大切に保管していただくために、専用の保管ホルダーをご用意しました。(2006年10月実施)

お客様の声

郵便物が盗まれたりしたら・・・個人情報の漏洩が心配。

- 大切な保険証券を確実にお届けするため、「普通郵便」から「配達記録郵便」で送付することに変更しました。(2007年2月実施)
- 個人情報の漏洩防止のため、「口座振替予定のご案内」、「保険料振替口座ご変更のお知らせ」等、お客様の口座番号を記載した全てのご案内はがきについて、口座番号の下3桁を表示しない対応としました。(2007年2月実施)

お客様の声

お客様サービスセンターに電話しても繋がりにくい。

- 電話オペレーターを増員するとともに、お問合せ内容に応じた自動音声振分システムを導入。お客様からお電話いただいた際に自動音声の流れ、お問合せ内容に応じた番号を選択していただくことで、専門の電話オペレーターが迅速に対応できる体制にしました。(2007年4月実施)

お客様の声

保全の請求書類について、もっと記入しやすくしてほしい。

- 各種保全手続きについての照会・請求書作成システムを大幅にレベルアップ。ご契約内容の変更の際には、あらかじめ変更内容を印字した請求書を作成し、お客様から署名・捺印をいただくだけで簡単にお手続きができるようになりました。また、ご契約が複数ある場合でも、お名前検索機能により、手続き漏れを防止し、迅速な対応が可能になりました。(2007年1月実施)

お客様の声

被保険者が意識不明で入院給付金の請求ができない。

- 被保険者が受取人となる給付金について、事情により被保険者本人が給付金のご請求ができない場合に備え、あらかじめ代理請求人を指定しておくことができる制度を新商品の「新医療保険」、「新ガン保険」に導入。これにより、給付金を速やかにご請求いただくことが可能になりました。今後、他の商品にも順次導入していく予定です。(2006年11月以降順次実施)

お客様の声

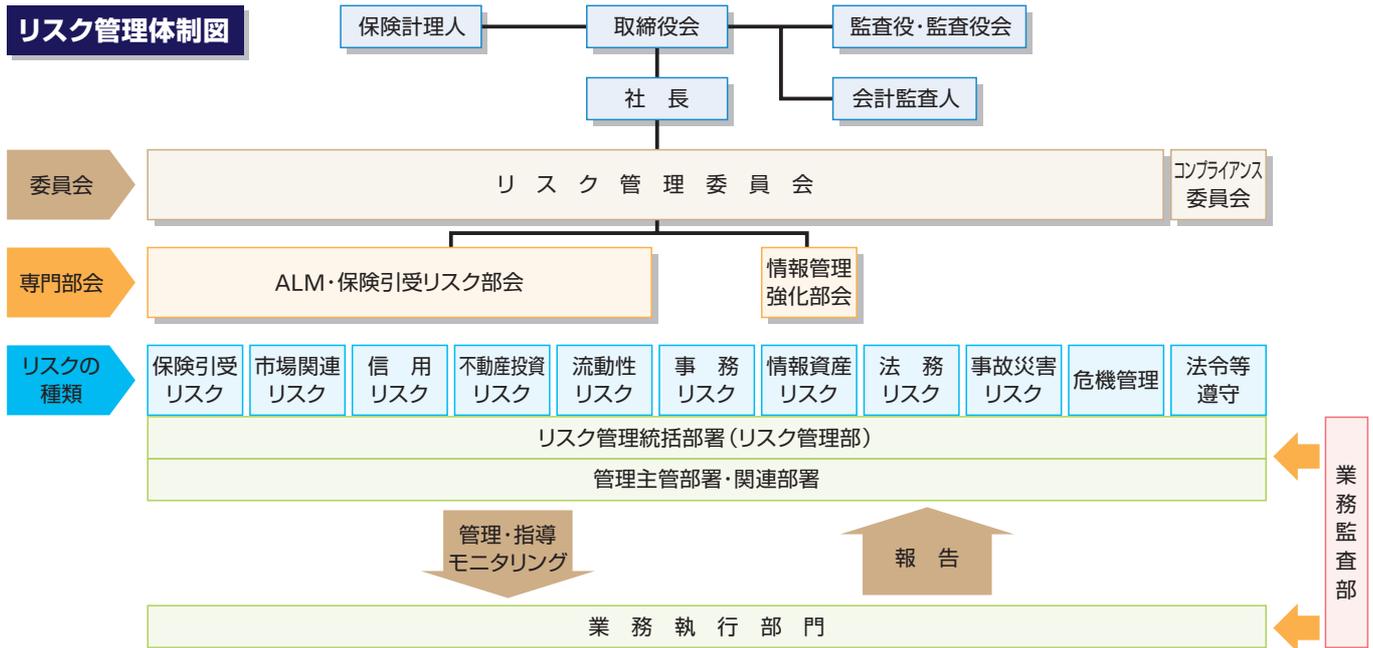
保険金等の請求方法について、わかりやすく教えてほしい。

- 「保険金等を支払う場合・支払わない場合の具体的事例」をご契約のしおり・約款に掲載するとともに、請求書類を送付する際にもあわせてご案内することにしました。また、ホームページに、ご請求手続きの流れや保険金等を支払う場合・支払わない場合の具体的事例をご案内した「保険金・給付金のご請求について」を掲載しました。(2006年5月以降順次実施)
- 年に一度お届けする「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」に、保険金・給付金のご請求手続きの方法や死亡保険金一部支払サービスなどについて掲載し、お客様にご案内しました。(2006年10月実施)
- 「入院・手術給付金請求手続きのご案内」、「通院給付金請求手続きのご案内」に、特約ごとにお支払する給付金とそのお支払要件の一覧表を掲載し、わかりやすくしました。(2006年11月以降順次実施)

2 リスク管理

保険事業を取り巻く環境が急速に変化する中で、経営上のさまざまなリスクは多様化・複雑化してきています。当社では、事業の健全性と適切性を確保するため、リスクを的確に把握し、これを管理していくことを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

リスク管理体制図



当社の取り組み

◇リスクの内容

- 保険引受リスク 保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
- 市場関連リスク 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有資産の価値が変動し、損失を被るリスク
- 信用リスク 主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
- 不動産投資リスク 賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスク
- 流動性リスク 新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
- 事務リスク 役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
- 情報資産リスク 情報の毀損、改竄、漏洩等により損失を被るリスク(情報漏洩リスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
- 法務リスク 企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
- 事故災害リスク 自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク

ストレス・テストの実施について

市場関連リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストで

ある「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。

テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

2-1 リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部署等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっております。併せて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めております。

○取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議及び関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、全社的かつ総合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。

また、リスク管理統括部署（リスク管理部）を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

○リスク管理委員会

リスク管理委員会は、リスク管理に関する方針・態勢等を定めたリスク管理規程の策定、取締役会に対する管理・推進状況の報告・提案および重要事項の協議・調整を行っています。

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

<ALM・保険引受リスク部会>

資産・負債の総合管理（ALM）や商品戦略（予定利率の設定等保険引受リスク）に関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

<情報管理強化部会>

当社における情報管理上の諸問題（ルール・制度に関するもの、情報漏洩発生時の対応等）に関し、これらが当社経営に及ぼすリスクの極小化を図るため、関係部門間の協議を行い、必要に応じ経営レベルに諮りつつ、必要事項の方向付けを行っています。

○役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役員・社員の役割・行動を以下のように定めています。

<取締役>

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役員・社員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

<本社長>

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

<本社長以外の部長>

部内のリスク管理について、諸規定、マニュアル、本社長からの指示に基づき適切な対応を行う。

<社員>

諸規定、マニュアル、部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

○監査体制

業務の健全かつ適正な運営を確保するために以下の監査を実施しています。

- (1) 業務監査部監査
- (2) 監査法人による会計監査
- (3) 監査役監査

再保険に関するリスク管理体制について

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

2-2 コンプライアンス(法令等遵守)の体制

保険事業(生命保険・損害保険)は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。特に規制改革の進展に伴い、企業活動の自己責任に対する社会の要請が強まっており、企業の倫理に適った行動が求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、当社におけるコンプライアンスは、まず日常業務の一環として、それぞれのラインにおいて責任をもって取り組むことを基本としています。そのため、各組織を管理している部長を「コンプライアンス責任者」として位置付け、コンプライアンス責任者が担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、法令等遵守を徹底する上で必要となる他部門との連携・調整を行っています。

また、これらの支援については、専任組織である「リスク管理部コンプライアンス推進グループ」が中心となって運営しています。これに加え、課・支社・FCオフィスおよびグループ単位にコンプライアンス担当者を配置し、管下社員に対する法令等遵守の徹底、教育および指導にあたらせています。併せて、コンプライアンスの推進・支援体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動が円滑に進むように取組を行っています。

○コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では主に以下の業務を担当しています。

- ①コンプライアンス・マニュアルの企画・立案
- ②コンプライアンス・プログラムの企画・立案
- ③コンプライアンス・プログラムの推進状況に関する監視および半期ごとの取締役会あて報告
- ④コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整
- ⑤法令等遵守規程の改廃に関する企画・立案
- ⑥その他コンプライアンスの推進および徹底に関する事項の協議・調整

2-3 個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報をはじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)上に公表しております。(次ページに概要を掲載しておりますので、ご参照下さい。)

これに加え、2006年10月にご契約者にお送りした「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」に「個人情報のお取り扱いについて」と題した説明文を掲載し、当社における個人情報の利用目的等をご案内いたしました。

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」の概要

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、従業員への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社における個人情報の取扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的の達成に必要な範囲で利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、履行(保険金等の支払事由の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)、管理
- (2) 再保険契約の締結及び再保険金の請求
- (3) 弊社および三井住友海上グループ会社の他の商品・サービスの案内・提供(三井住友海上グループ会社における保険契約の審査、引受、履行、管理を含みます。)
- (4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
- (5) 保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理 等

3.個人データの第三者への提供

弊社は、次の場合を除き、個人データを第三者に提供しません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (4) 三井住友海上グループ会社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (5) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続を行って第三者に提供する場合

4.個人データの共同利用

- (1) 三井住友海上グループ会社との共同利用
弊社および三井住友海上グループ会社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するために、会社間で個人データを共同利用することがあります。
- (2) 社団法人生命保険協会への情報登録等にかかる生命保険会社等との共同利用
弊社は、社団法人生命保険協会が運営する契約内容登録制度等および支払査定時照会制度ならびに募集人登録情報照会制度等に基づいて、保険契約または生命保険募集人に関する個人情報を同協会に登録し、または同協会加盟各社等とともに共同して利用します。

5.個人信用情報およびセンシティブ情報の利用

弊社は、個人信用情報およびセンシティブ情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

6.開示、訂正等のご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただきます。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7.個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8.お問い合わせ窓口

弊社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号 : 0120-324-386
電話受付時間 : 平日9:15~17:00

3 勧誘方針

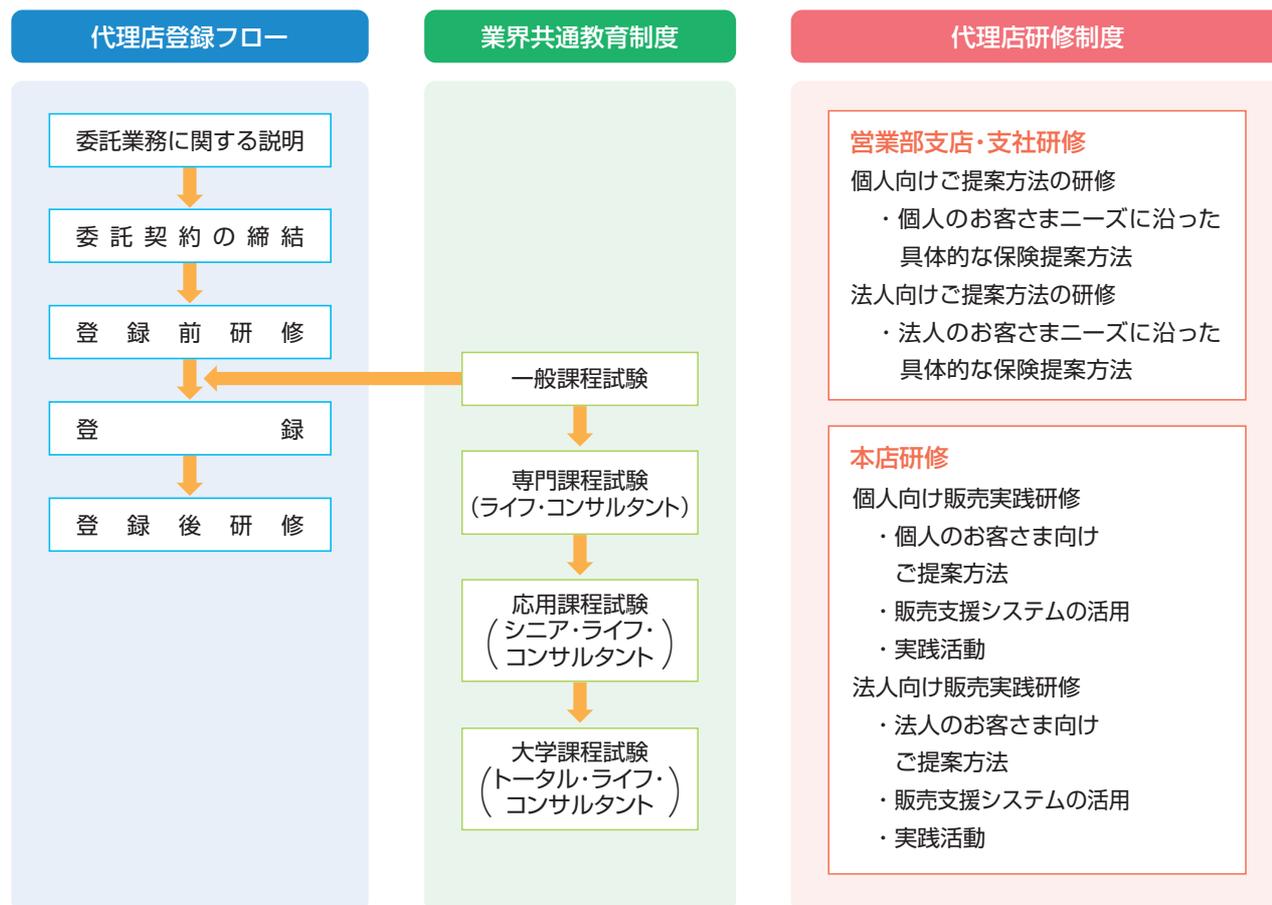
「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、三井住友海上グループの金融商品の勧誘方針を策定しております。内容は、以下のとおりです。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
7. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

4 代理店教育・研修

(1)代理店教育・研修体制

当社の取り組み



(2)信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売には、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかりつかみ、お客さま一人ひとりに適した保険設計を提案する「コンサルティング」が必要とされています。

当社では、「お客さま基点」の販売活動（コンサルティングセールス）を自立して行うことができる代理店の育成を図

り、代理店さらには当社の企業品質向上を目指す教育・研修を企画、実施しています。

研修においては、知識だけに偏ることなく、セールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入し、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えできることを重視しています。

5 FC社員について

当社は2005年10月にFC(フィナンシャル・コンサルタント)事業部を新設するとともに、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の6都市に7オフィスを開設し、直販事業をスタートしました。2007年6月現在、上記の7オフィスに加えて函館・盛岡・千葉(東京FCオフィス内)にサテライトオフィスを開設しました。FC(フィナンシャル・コンサルタント)社員の目指す

ものは生命保険のプロフェッショナルであり、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としております。FC社員はフィナンシャル・コンサルティング・サービスを通じ、「最高のサービスを提供するプロフェッショナルチーム」を創りあげていくことを目標としております。

■フィナンシャル・コンサルタントの教育・研修体制

フィナンシャル・コンサルタントは、お客さまのニーズを満たし、問題点を解消するための専用のソフト(FC-Navi)を駆使して、お客さまのご希望に合わせたオリジナルのライフプランを作成し、ご提供します。

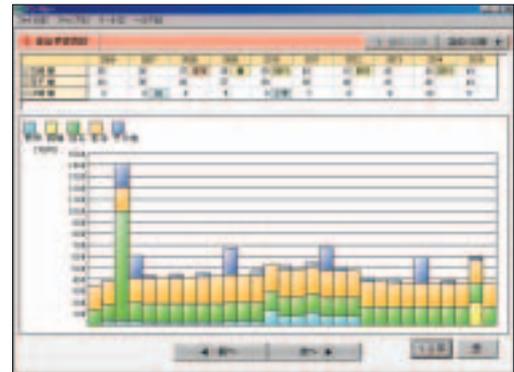
フィナンシャル・コンサルタントは入社後2年間で初期研修期間と位置づけ、本社で開催する宿泊集合研修・オフィス研修・業界共通試験などを通じて、コンサルティング営業に必要な能力を習得します。

入社から3カ月間は、「FCT(First Consultant Training)」「BCT(Basic Consultant Training)」研修を実施し、生命保険の基礎について学ぶとともに、ライフプランニングを通じて、お客さまに合ったご提案をするために必要な知識やスキルを身につけていきます。

入社4カ月目には、もう一度同期入社したFC社員が全国から集まり「FCフォロー研修」を実施します。各自の業績・活動を分析し、自身の強み・弱みを確認します。

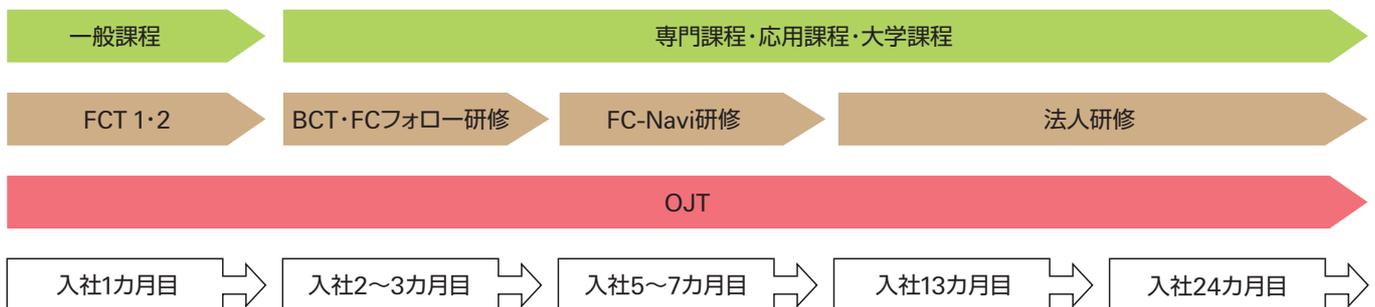
以降は「FC-Navi研修」「法人研修」を実施し、あらゆるマーケットで必要とされるスキルや金融知識を養い、MDRTへの入会を支援してまいります。

また、さらにハイレベルなコンサルティングノウハウを身につけるための、FP技能士資格取得の奨励も行っています。



FC-Navi プレゼンテーションイメージ

FC教育体系



6 社会貢献活動

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えております。

2004年度に新たに定められた「三井住友海上グループ行動憲章」に則った「三井住友海上グループ社会貢献活動方針」を策定し、社員・代理店のボランティア活動支援、メセナ活動、助成活動、スポーツ振興を、CSR推進活動の中に明確に位置付け、推進しています。

【基本方針】

三井住友海上グループは、グループ行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進

常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。

2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援

社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人材を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

(1) 障害者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障害者スポーツの普及・強化に取り組んでおります。障害のある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えております。



(3) 障害者作業所製品の販売会

本社ビルにおいて、障害者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでおります。

2006年度5回開催：販売総額495,880円



(2) 「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備支援

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでおります。



(4) その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。また三井住友海上グループはグループ企業一体となって、社会福祉活動に対する各種寄付などの取り組みを行っています。

7 生命保険契約者保護機構

(1) 生命保険会社が破綻した場合、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)は資金援助等を行うことにより、保険契約者の保護を図っています。

保護機構は、保険業法に基づいて1998年(平成10年)12月1日に設立・事業開始した法人であり、当社を含む国内で事業を行う全ての生命保険会社が会員として加入しています(簡保・共済・少額短期保険業者・特定保険業者等は保護機構の会員ではありません)。

保護機構は、生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払に係る資金援助等を行います。

また、生命保険会社の更生手続においては、更生管財人が作成した更生計画案の決議を行う関係人集会等における議決権行使等^(*)、更生手続における保険契約者の一切の手続を代理します。

(*)保護機構による議決権の代理行使は、更生手続の円滑な運営を図るために定められた制度であり、保険契約者ご自身の議決権行使を妨げるものではありません。

生命保険会社が破綻した場合に、仮にその会社の契約を引き継ぐ会社等が現れず、会社が清算されることになると、保険契約者は会社の資産を売却することによって得た金銭を配当として受け取ることはできませんが、保険契約は継続することができません。このような事態に陥ると、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で他の生命保険会社との間で新たに保険契約を締結することが困難になることも想定されます。

そこで、万一、生命保険会社が破綻した場合、保護機構は、破綻した生命保険会社の契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助(①)や「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される承継保険会社(以下「承継保険会社」といいます)への保険契約の承継(②-I)、または「保護機構」自らが契約の引受け(②-II)を行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることにしています。

いずれの場合でも、保護機構によって、破綻時点の補償対象契約の責任準備金等の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)まで補償されます。

なお、生命保険会社が破綻すると、通常、業務が再開されるまでは、契約内容の変更等の業務が停止されますが、その間に保険事故が発生した場合の保険金等の支払については、破綻保険会社と保護機構との間で「補償対象保険金の支払に係る資金援助契約」が締結された場合、従前の保険金額の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)を乗じた額で保険金等の支払が行われ、万一の場合の資金需要にこたえられるようになっています。

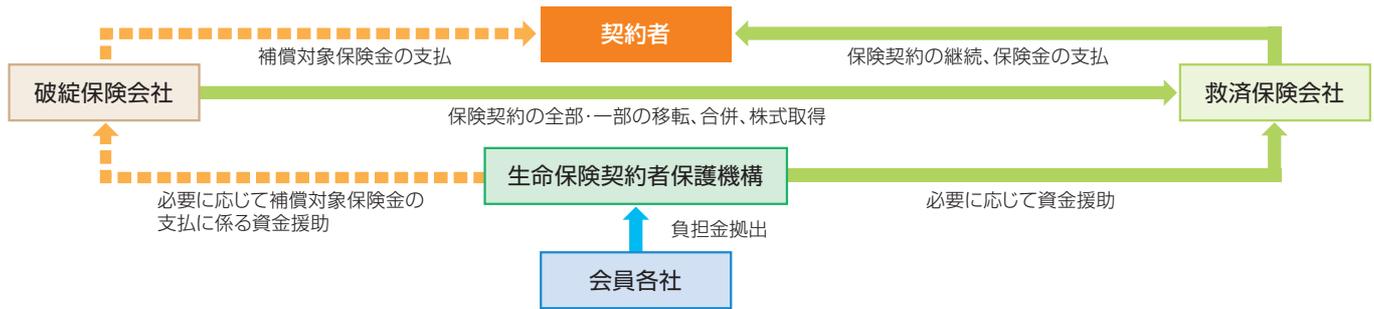
また、破綻した生命保険会社において更生手続が開始された場合には、原則、保険契約者に代わって更生手続に関する一切の行為を行っています。

問い合わせ先 生命保険契約者保護機構
TEL. (03) 3286-2820
ホームページURL <http://www.seihohogo.jp/>

①「救済保険会社」が現れた場合（イメージ図①参照）

破綻保険会社の保険契約等を引き継ぐ「救済保険会社」が現れた場合には、破綻保険会社の保険契約は、「救済保険会社」による保険契約の移転、合併、株式取得により破綻後も継続することができます。

「救済保険会社」による保険契約の引受け（イメージ図①）



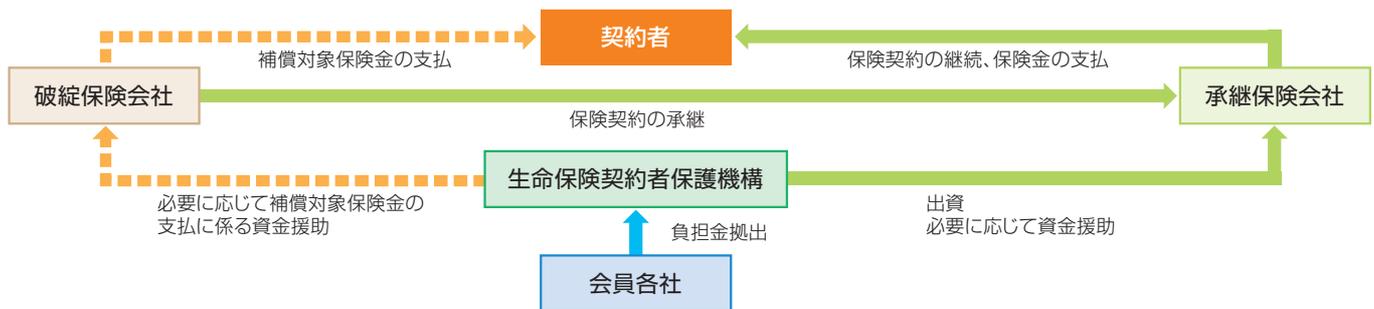
②「救済保険会社」が現れなかった場合

I. 「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I参照）

「救済保険会社」が現れなかった場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」へ保険契約の承継を行うことができます。

「承継保険会社」は、保険料の受入れ、資産運用、保険金・給付金等の支払等の通常業務に加え、引き続き救済保険会社を探すなど、引き続きだ保険契約の管理及び処分を行います。

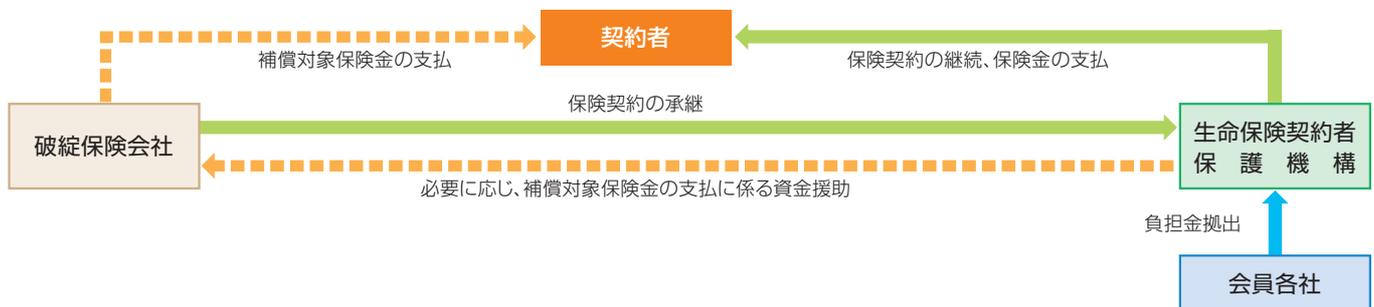
「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I）



II. 「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II参照）

保護機構自らが保険契約を引受けすることも可能です。この際、保護機構は、上記②-Iの場合と同様に、引き続きだ保険契約の管理及び処分を行います。

「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II）



- ← 破綻保険会社が保険金等の支払を停止している間の保険契約者等保護のための措置
- ← 保険契約の移転等以降の措置（ただし、図②-Iの承継保険会社への出資は、保険契約の移転等の前に行われる。）
- ← 会員各社は毎年、負担金を拠出

(2) 補償の内容

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、高予定利率契約^(※2)を除き、破綻時点の責任準備金等^(※3)の90%まで補償されることが、保険業法等で定められています。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)^(※4)の変更が行われる可能性があり、その結果、保険金額が減額されることがあります。

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度^(※5)が設けられる可能性もあります。

- ※1 運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分とは特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等の全てについて最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)の付されていない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 高予定利率契約とは破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約^(注2)を高予定利率契約といいます。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

(注1) 基準利率は、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により、見直されます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金とは「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金の中で、保険業法により積み立てが義務づけられています。保険契約者から払い込まれる保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金等のお支払や保険契約の維持管理費用等に充当され、その残額が責任準備金として積み立てられ、運用されることとなりますので、一般的には、責任準備金の金額は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。また、保険金・年金等の90%が補償されるものではなく、個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。
- ※4 基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)とは「予定利率」とは、保険会社が予め資産運用による一定の運用収益を見込み、その分を保険料から割り引く際の割引率のことをいいます。「予定死亡率」とは、男女別、年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払に充てるために必要な保険料を算出する際に用いる死亡率のことをいいます。「予定事業費率」とは、保険会社が事業の運営上必要とする経費を予め見込んで保険料の中に組み込む際の経費の割合のことをいいます。
- ※5 「早期解約控除制度」とは更生計画の認可決定後(または、保険契約の移転後)、解約の急激な請求によって資産が急速に流出してしまうと、更生計画(または保険契約移転計画)の通りに会社の運営を行っていくことが困難となります。できるだけ多くの保険契約者にご契約を継続いただくために、一定期間内の解約のご請求に対し、契約条件変更後の解約返戻金等から更に一定の割合で削減される制度を「早期解約控除制度」といいます。

1 新商品

新医療保険の発売

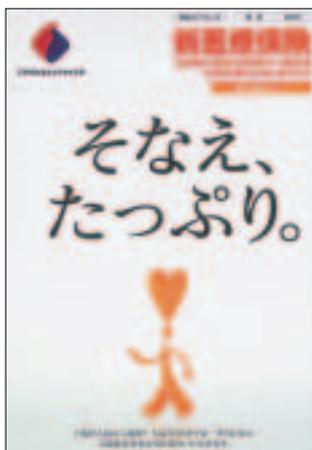
2006年11月、新商品「新医療保険」を発売いたしました。この商品は、昨今の医療技術の進歩や公的医療保険制度の改定などの社会環境の変化に対応し、お客さまのニーズに一層適した医療保障商品を提供すべく開発したものです。

いわゆる“日帰り入院”からお支払い対象となり、5日以内の入院の場合は一律5日分の入院給付金をお支払いするなど、短期の入院でもしっかりと保障します。

特に、公的医療保険が適用されず高額な自己負担が必要となる先進医療に対しては、「先進医療特約」を付加することにより、病院への交通費も含めてその治療費相当額を、生保会社では初めて“実費払”の形でお支払いするようにしました。

また、万一保険料のお払込みが滞った場合でも、自動的に保険料相当額を貸し付ける仕組（自動振替貸付制度）を導入し、“契約失効により給付金をお支払いできない”という事態が起こりにくいようにしたのも特長です。

さらに、保障内容を充実させた一方で、解約返戻金の水準を低く抑えることにより、できるだけ安い保険料でご加入いただけるような商品となっております。



新ガン保険の発売

2007年4月、新商品「新ガン保険」を発売いたしました。医療技術が進歩する一方でガン患者・入院者数は増加傾向にあるなど、ガンを保障する商品を取り巻く状況は年々変化してまいりました。このような変化に対応するために、「新医療保険」と同様のコンセプトで従来の「ガン保険」を改定し、新商品として発売したものです。

“あらゆるガンに対して保障”、“お支払事由に該当のつど、何度でも繰り返し給付金をお支払い”という従来商品のメリットはそのままに、5日以内の短期入院でも一律5日分の入院給付金お支払い、初回のガン診断給付金は診断確定のみでお支払い、先進医療に対する保障（特約）の新設、保険料の自動振替貸付制度の導入など、お客さまのニーズに一層適した商品として生まれ変わりました。



保険料払込免除特約の発売

2007年7月、新商品「保険料払込免除特約」を発売いたしました。

この商品は、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のいわゆる“3大疾病”になった場合、所定の特定障害状態に該当した場合、または所定の要介護状態に該当した場合に、それ以後の保険料のお払込みが不要となる特約です。

この特約を「MS終身」や「無解約返戻金型収入保障保険」といった商品に付加いただくことで、もし保険料のお払込みが困難になるような病気や状態になったとしても、以後は一切のご負担なく大切な保障を継続させることができます。

2 販売商品

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の遺族保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えております。この中から、MS終身・定期保険や無解約返戻金型収入保障保険などの死亡保障性商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障を単品で、または組み合わせ合わせてご提案しております。疾病・災害による医療保障に関しては、各種特約を付加することで保障を確保できるほか、単品の医療保険・ガン保険もお選びいただけます。また、お客さまのライフプランをより充実させるために、一

時払養老保険やお子さま向けのこども保険、老後の生活資金準備に適した個人年金保険などの貯蓄性商品も提供しております。

企業経営者の方向けには、万一の際の遺族保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しております。

(2) 個人向け商品

a. 主契約

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●MS終身〈積立利率変動型終身保険〉 ●MS終身α〈積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)〉 	<p>一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる「金利感応」の仕組みを備えています。なお、「MS終身α」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、「元気You割(区分料率適用特約)」を付加することにより、より割安な保険料でご加入いただくこともできます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険 	<p>高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要なときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。</p> <p>※保険料のお払込みは「一時払」のみの取扱となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	<p>保険料払込期間中の病気に対する保障の額を抑えていますので、その分終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定期保険 	<p>保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、「元気You割(区分料率適用特約)」を付加することにより、より割安な保険料でご加入いただくこともできます。</p>

商品名	特長
<p>●定期保険(低解約返戻金型)</p> 	<p>保障内容は上記の定期保険と同一ですが、解約返戻金の額を少なくすることにより、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とするタイプと、保険期間中の解約返戻金をなくしたタイプの2つからお選びいただけます。</p>
<p>●無解約返戻金型収入保障保険</p>  	<p>被保険者の方が万一、死亡または高度障害の状態になられたときには、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金が受け取れる「A型」と無事故給付金の設定のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、「元気You割(区分料率適用特約)」を付加することにより、より割安な保険料でご加入いただくこともできます。</p>
<p>●無解約返戻金型総合収入保障保険</p> 	<p>死亡・高度障害状態だけでなく、所定の特定障害状態・所定の要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払込が不要となります。なお、保険期間満了時に無事故給付金が受け取れる「A型」と無事故給付金の設定のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が所定の基準を満たす場合には、「元気You割(区分料率適用特約)」を付加することにより、より割安な保険料でご加入いただくこともできます。</p>
<p>●通増定期保険</p> 	<p>保障の額が所定の割合で最高5倍まで増えていきますので、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p>
<p>●特定疾病保障終身保険</p> <p>●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険</p> <p>●特定疾病保障定期保険</p>   	<p>ガン(対象外のガンもあります)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことももちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
<p>●養老保険</p> <p>●5年ごと利差配当付養老保険</p>  	<p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>

商品名	特長
<p>●5年ごと利差配当付こども保険</p> 	<p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。</p> <p>なお、ご契約者の方が死亡・高度障害になられたときに養育年金が受け取れる「Ⅰ型」と、養育年金の保障がない「Ⅱ型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<p>●新医療保険</p> 	<p>短期の入院から長期の入院まで、さらには手術を含め、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。特約を付加することにより、三大疾病や女性特有疾病による入院、入院後の退院、先進医療、介護またはガン診断時の一時金給付も保障されます。</p>
<p>●医療保険</p> 	<p>総合的な医療保障に重点をおき、ほとんどすべての病気で入院されたときに、給付金をお支払いします。特約を付加することにより、ケガによる入院、手術、介護や死亡・高度障害も保障されます。またご家族の保障も選べます。</p>
<p>●新ガン保険</p> 	<p>あらゆるガンで入院されたときに、給付金をお支払いします。特約を付加することにより、ガン診断時の一時金給付、ガンによる入院後の退院（在宅療養）、先進医療や死亡または高度障害も保障されます。</p>
<p>●5年ごと利差配当付個人年金保険 （無選択特則付）</p> 	<p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

b. 主な特約

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害の際の保障を大きくしたい方へ
通減定期保険特約	死亡・高度障害の際の保障について、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障をお望みの方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または所定の感染症による死亡・高度障害の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新通院特約	災害入院または疾病入院の給付金を受けられる入院の後、通院される際の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6ヶ月以内と判断されたときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部の保険金のお受取りをご希望の方へ
保険料払込免除特約	三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の特定障害状態または所定の要介護状態になられたときに、以後の保険料の払込を不要としたい方へ

	商品名
5年ごと利差配当付こども保険に付加できる特約	こども医療特約
新医療保険に付加できる特約	新退院給付特約、先進医療特約、新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新介護保障特約、新ガン診断給付特約、保険料払込免除特約
医療保険に付加できる特約	災害入院給付特約、手術給付特約、入院一時金特約、退院給付特約、三大疾病入院給付特約、女性疾病入院給付特約、介護保障特約、死亡保障特約、保険料払込免除特約
新ガン保険に付加できる特約	新ガン診断給付特約、新在宅療養給付特約、新ガン死亡保障特約、ガン先進医療特約

(3) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的
総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度（弔慰金・死亡退職金等）の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のとき、自助努力により割安な保険料で大きな保障が実現できる死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
消費者信用団体生命保険	カードローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険（団体型）	公的医療保険制度補完のしくみをお考えの企業へ

3 お客さまへの情報提供

(1) ご契約に関する情報提供

① ご契約締結時の提供資料

社会の高齢化、金融の自由化など生命保険業界を取り巻く諸環境の著しい変化により、多様なニーズに合った生命保険の提供が求められています。生命保険の世帯加入率は約9割となり、国民のライフプランに欠かせないものとなっている今、お客さま一人ひとりのライフサイクルにふさわしい商品を選んでいただけるように、商品に関して右記の資料を提供しています。

- ・三井住友海上きらめき生命の保険種類のご案内
- ・各種商品パンフレット、チラシ
- ・各種契約概要のご説明・注意喚起情報
- ・ご契約のしおり・約款
- ・各種保険設計書

② ご契約締結後の提供資料

ご契約締結後には主に以下の情報提供を行っております。

ご加入後	・保険証券
保険料の払込案内について	・口座振替予定のご案内 ・保険料口座振替不能のお知らせ
失効、立替について	・保険料お立替えのお知らせ ・保険料お立替え残高のお知らせ ・ご契約失効のお知らせ
保全、その他について	・お手続き完了(お支払明細)のお知らせ ・自動更新のお知らせ ・保険料払込期間満了のお知らせ ・特約継続のご案内 ・契約者貸付金利息のお払込案内 ・契約者貸付金残高のお知らせ ・満期に関するお知らせ ・年金に関するお知らせ ・ご契約内容のお知らせ(保険料控除証明書付き)

(2) マスメディア等による情報提供

インターネット上にホームページを開設し、会社概要や、ニュースリリース、商品情報等を提供しています。

URL <http://www.ms-kirameki.com>

4 商品に関する情報(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「契約概要のご説明」「注意喚起情報」「健康状態等の告知にあたりご注意ください」「ご契約のしおり・約款」などを、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底をはかっています。

主なものとしては、以下のとおりです。

(1)告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことがらについてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社は契約を解除することがあります。また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社は契約を解除することがあります。

(2)免責

被保険者の犯罪による場合など免責事由に該当した場合は、保険金・給付金のお支払いはいたしません。

(3)契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われなるときは、保険契約は払込猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などの支払ができなくなります。

①保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお払込みいただけます。なお、払込期月中にお払込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

<保険料の払込猶予期間>

- 月払契約…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。

(注) MS 終身・MS 終身 α 、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

②契約の復活

万一、保険料のお払込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、その日から3年以内(医療保険・新医療保険、ガン保険・新ガン保険、MS 終身・MS 終身 α の場合は1年以内、団体保険の場合は1カ月以内)であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお払込みいただかなかった保険料を所定の期日までにお払込みいただくこととなります。ただし、解約返戻金をご請求された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4)現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取扱いできない場合がございます。

(5)保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

保険料のお払込みが困難になったとき

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払込みができないとき	<input type="checkbox"/> 保険料の自動振替貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料払込の猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。 (制度の概要) ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払込みを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	<input type="checkbox"/> 払済保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。
	<input type="checkbox"/> 延長保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払込額を少なくされたいとき	<input type="checkbox"/> 保険金額、入院給付金日額等の減額	<ul style="list-style-type: none"> ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されると、各種特約の保険金額・入院給付日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、これら各制度のうちお取扱いできないものがあります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特に、契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または第1回保険料充当金(相当額)のお払込みの日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、当社宛に発信された書面によりご契約のお申込みを撤回することができ、この場合にはお払込みいただいた金額をお返しいたします。

ただし、以下の場合には、このお取扱いができません。

- ・当社の指定する医師の診査を受けられた後の場合
- ・営業または事業のためのご契約を申し込まれた場合
- ・法人または社団・財団等がご契約を申し込まれた場合
- ・債務の履行の担保のためにご契約を申し込まれた場合
- ・申込者等が郵便等の方法を利用して申し込まれた場合
- ・ご契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)の場合

(注) 申込者等が郵便等の方法を利用して**一時払養老保険(解約返戻金市場価格連動型)**をお申し込みされた場合には、クーリング・オフ制度のお取扱いをいたしません。

また、お申込みの撤回の書面の発信時に保険金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回の効力は生じません。

5 保険金・給付金のお支払い状況

当社は、ご病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2006年度において約3万件、128億円の保険金・給付金をお支払いしました。

■ お支払いした件数・金額（2006年度）

	保険金	給付金	合計
お支払件数	1,295件	28,381件	29,676件
お支払金額	9,153百万円	3,654百万円	12,807百万円

※上記件数・金額は、請求契約・特約ごとの集計数値です。

※複数の会社でお引受けしている団体保険契約のお支払件数とお支払金額は、当社が幹事をしている契約のみを含めています。

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご契約が171件ありました。

■ お支払いに該当しないと判断した件数（2006年度）

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺による無効	0件	0件	0件
重大事由解除	0件	0件	0件
告知義務違反による解除	18件	51件	69件
免責事由に該当	27件	3件	30件
支払事由非該当	0件	72件	72件
合計	45件	126件	171件

※上記件数・金額は、請求契約・特約ごとの集計数値です。

※複数の会社でお引受けしている団体保険契約のお支払件数とお支払金額は、当社が幹事をしている契約のみを含めています。

【ご参考：用語のご説明】

●詐欺による無効

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります（ご加入後2年経過した後も無効とすることがあります）。

●重大事由解除

保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書を偽造されるなどして保険金制度の目的に反すると判断されたときに、ご契約を解除することがあります。

●告知義務違反による解除

ご契約へのご加入に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実を告知していただけなかった場合、ご契約を解除することがあります。

●免責事由に該当

保険約款では、保険金・給付金をお支払いしない「免責事由」を定めています。主なものとして、被保険者の自殺や契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故などがあります。

●支払事由非該当

保険約款で定められたお支払いの要件に該当しないと判断させていただいたご請求に対しては、保険金・給付金をお支払いいたしません。

（例）・保障対象外である扁桃腺の切除術

・保険責任開始前に発病されていた病気を原因とする入院

・5日以上入院の場合に入院給付金をお支払いする特約を付加されたお客さまの5日未満の入院

6 保険金支払体制

■基本方針

当社は、保険金等のお支払が生命保険事業の基本的かつ最も重要な業務であるとの認識のもと、次の基本方針を取締役会で決議して取り組んでおります。

- ・ 保険金等のお支払全般にお客さまのご理解が得られるよう、真摯かつわかりやすくご説明する。
- ・ 公平性・健全性を重視し、迅速かつ適切にお支払業務を進める。
- ・ お客さまからの声を積極的に把握し、またお支払業務の適切性を社内外から監視・検証していく。

■ご請求に関するご説明

保険金・給付金を漏れなくご請求いただくために、以下の取組を行っております。

- ・ インターネットの公式ホームページ上や、お客さまサービスセンターによるお手続きのご説明とご請求受付
- ・ 保険金・給付金お支払時における「他にお支払ができる可能性のある保険金・給付金」のご案内
- ・ ご請求のお申出後に請求書を提出されないお客さまへの確認のご通知

■保険金等の支払体制

当社におきましては、業務に精通した本店の保険金支払部門が一元的に対応し、迅速かつ適切な支払体制を実現しております。

また昨年来、以下の組織などを構築し、支払体制や業務の適切性に万全を期しております。

- ・ 社外弁護士や消費者問題専門家を交えた「支払諮問委員会」による体制・業務全般の検証
- ・ 社内の保険金支払部門以外のメンバーや社外弁護士等も含む「支払審査委員会」「支払苦情裁定委員会」による支払可否決定の妥当性の検証や苦情の適切な解決
- ・ 保険金支払管理室(2006年7月新設)による支払業務の事後検証

会社DATA 目次

I. 保険会社の概況及び組織

1. 沿革	44
2. 経営の組織	45
3. 店舗網一覧	46
4. 資本金の推移	47
5. 株式の総数	47
6. 株式の状況	47
7. 主要株主の状況	47
8. 取締役及び監査役	48
9. 従業員の在籍・採用状況	49
10. 平均給与（内勤職員）	49
11. 平均給与（営業職員）	49

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	49
2. 経営方針	49

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	50
2. お客さまからの相談（照会、苦情）の件数	52
3. お客さまに対する情報提供の実態	53
4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	53
5. 代理店教育・研修の概略	53
6. 新規開発商品の状況	53
7. 保険商品一覧	53
8. 情報システムに関する状況	53
9. 公共福祉活動の概況	53

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	54
2. 損益計算書	57
3. キャッシュ・フロー計算書	59
4. 株主資本等変動計算書	60
5. 債務者区分による債権の状況	60
6. リスク管理債権の状況	60
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	60
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	61
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	62
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	64
11. 基礎利益の内訳	64
12. 社外の監査体制	65
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	65

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	66
(1) 決算業績の概況	66
(2) 保有契約高及び新契約高	67
(3) 年換算保険料	67
(4) 保障機能別保有契約高	68
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	69
(6) 異動状況の推移	70
(7) 契約者配当の状況	72
2. 保険契約に関する指標等	72
(1) 保有契約増加率	72
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	73
(3) 新契約率（対年度始）	73
(4) 解約失効率（対年度始）	73
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）	73
(6) 死亡率（個人保険主契約）	73
(7) 特約発生率（個人保険）	74
(8) 事業費率（対収入保険料）	74
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	74
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	74

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	75
(12) 未だ収受していない再保険の額	75
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	75
3. 経理に関する指標等	76
(1) 支払備金明細表	76
(2) 責任準備金明細表	76
(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	77
(4) 契約者配当準備金明細表	78
(5) 引当金明細表	78
(6) 特定海外債権引当勘定の状況	78
(7) 資本金等明細表	79
(8) 保険料明細表	79
(9) 保険金明細表	80
(10) 年金明細表	80
(11) 給付金明細表	80
(12) 解約返戻金明細表	80
(13) 減価償却費明細表	81
(14) 事業費明細表	81
(15) 税金明細表	81
(16) リース取引	82
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）	83
(1) 資産運用の概況	83
(2) 運用利回り	86
(3) 主要資産の平均残高	87
(4) 資産運用収益明細表	87
(5) 資産運用費用明細表	88
(6) 利息及び配当金等収入明細表	88
(7) 有価証券売却益明細表	89
(8) 有価証券売却損明細表	89
(9) 有価証券評価損明細表	89
(10) 商品有価証券明細表	89
(11) 商品有価証券売買高	89
(12) 有価証券明細表	90
(13) 有価証券残存期間別残高	90
(14) 保有公社債の期末残高利回り	90
(15) 業種別株式保有明細表	91
(16) 貸付金明細表	92
(17) 貸付金残存期間別残高	92
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	92
(19) 貸付金業種別内訳	92
(20) 貸付金使途別内訳	92
(21) 貸付金地域別内訳	92
(22) 貸付金担保別内訳	92
(23) 有形固定資産明細表	93
(24) 固定資産等処分益明細表	93
(25) 固定資産等処分損明細表	94
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	94
(27) 海外投融資の状況	94
(28) 海外投融資利回り	96
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	96
(30) 各種ローン金利	96
(31) その他の資産明細表	96
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	96

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	97
2. 法令遵守の体制	97
3. 個人データ保護について	97

VIII. 特別勘定に関する指標等

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

I. 保険会社の概況及び組織

1. 沿革

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社
「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」として資本金100億円で設立
- 1996年 8月 大蔵大臣の事業免許を取得
- 1996年10月 営業開始 終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
- 1996年12月 「総合福祉団体定期保険」発売
- 1997年10月 「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
- 1998年 4月 「逡増定期保険」発売
- 1999年 4月 「積立型終身保険」発売
- 2000年 4月 「100歳満了定期保険」発売
- 2001年 1月 「医療保険」「ガン保険」発売
- 2001年 4月 「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称：“元気You割”）発売
- 2001年10月 「三井みらい生命保険株式会社」と合併し、
社名を「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」に変更（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
（2007年7月1日現在の格付：AA）
- 2002年 4月 「5年ごと利差配当付こども保険」発売
- 2003年 2月 「積立利率変動型終身保険」（販売名称：“MS終身”“MS終身 α ”）発売
- 2003年 4月 「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
- 2004年 2月 「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
- 2004年 9月 新株発行増資（増資後資本金355億円）
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
（2007年7月1日現在の格付：AA）
- 2005年10月 「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
- 2005年12月 「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
- 2006年 4月 本社移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
- 2006年10月 開業10周年
- 2006年11月 「新医療保険」発売
- 2007年 4月 「新ガン保険」発売
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

2. 経営の組織 (2007年7月1日現在)



会社DATA

3. 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本店	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	03-5282-7111 (大代表)
東日本営業部			
北海道支社	060-8631	北海道札幌市中央区北三条西2-6 札幌MTビル9F	011-213-3958
東北支社	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル9F	022-221-8826
関東甲信越支社	104-8252	東京都中央区新川2-27-2 三井住友海上新川ビル9F	03-3297-4514
首都圏営業部			
千葉埼玉業務グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2 三井住友海上新川ビル9F	03-3297-6385
神奈川静岡業務グループ	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル5F	045-651-3577
東京営業部			
東京業務グループ	101-8011	東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上駿河台ビル16F	03-3259-5525
東京直営支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1 本店5F	03-5282-8862
本店営業部			
営業第一課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1 本店3F	03-5282-8817
営業第二課	101-8458	(同上)	03-5282-8701
金融開発課	101-8458	(同上)	03-5282-8779
中部北陸営業部			
北陸支社	920-0918	石川県金沢市尾山町6-25 三井住友海上金沢ビル5F	076-223-3351
中部支社	460-8635	愛知県名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル13F	052-223-6200
名古屋企業支社	460-8635	(同上)	052-203-3201
関西営業部			
関西業務グループ	540-8677	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33 住友ビル2F	06-6220-2834
関西企業支社	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-3-33 大阪三井物産ビル16F	06-6229-3242
大阪直営支社	530-0005	(同上)	06-6229-2753
西日本営業部			
中国支社	730-0806	広島県広島市中区西十日市町9-9 広電三井住友海上ビル13F	082-234-8205
四国支社	760-8560	香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル8F	087-825-2661
九州支社	810-8683	福岡県福岡市中央区赤坂1-16-14 三井住友海上福岡赤坂ビル9F	092-722-6005
FC事業部			
札幌第一FCオフィス	060-0807	北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE山京ビル10F	011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	北海道函館市五稜郭町35-1 ホーム企画ビル5F	0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE山京ビル10F	011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア9F	022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通16-21 盛岡駅前通ビル8F	019-604-9730
東京FCオフィス	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1 本店4F	03-5282-8739
千葉FCサテライトオフィス	101-8458	(同上)	(同上)
名古屋FCオフィス	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパークビジネスセンタービル11F	052-238-1536
大阪FCオフィス	530-0003	大阪府大阪市北区堂島2-4-27 新藤田ビル7F	06-4798-8736
福岡FCオフィス	810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-12-7 福岡ダイヤモンドビル7F	092-736-8036

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9月	12,500百万円	35,500百万円	増 資

5. 株式の総数

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株 主 数	1 名

6. 株式の状況

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	960千株	-

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
三井住友海上火災保険株式会社	960千株	100%	-	-

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況

名 称	本店所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川 二丁目27番2号	139,595百万円 (注)	損害保険業	大正7年10月21日	100%

(注) 2007年3月31日現在

8. 取締役及び監査役

(2007年7月1日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴
取締役社長 (代表取締役)	うちだ すむい 内田 進	1947年 5月 6日	1970年 4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2000年 6月 三井海上火災保険株式会社取締役 2001年10月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 2002年 6月 同社常務取締役 2005年 3月 同社専務取締役 2005年 3月 同社専務取締役退任 2005年 4月 当社取締役社長(現職)
専務取締役	しらき ひろあき 白木 博章	1947年 8月30日	1970年 4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2003年 6月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2005年 4月 同社常務執行役員 2006年 3月 同社常務執行役員退任 2006年 4月 当社専務取締役(現職)
専務取締役	はたけやま みちお 畠山 道雄	1949年 7月 1日	1973年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2004年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2006年 4月 同社常務執行役員 2007年 3月 同社常務執行役員退任 2007年 4月 当社専務取締役(現職)
常務取締役	みうら しょういちろう 三浦 昭一郎	1950年10月30日	1974年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年 4月 当社取締役 2007年 4月 当社常務取締役(現職)
取締役	やまね こうじ 山根 康治	1951年 8月19日	1974年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年 4月 当社取締役(現職)
取締役	なかた たかのぶ 中田 孝信	1951年 5月23日	1974年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2006年 4月 当社取締役(現職)
取締役	みやおか たかし 宮岡 隆	1952年 8月 9日	1975年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2007年 4月 当社取締役(現職)
取締役	ながとみ あきら 永富 晶	1948年12月 4日	1971年 7月 住友生命保険相互会社入社 1997年 7月 同社取締役 2000年 4月 同社常務取締役 2002年 4月 同社常務取締役嘱常務執行役員 2004年 4月 同社専務取締役嘱専務執行役員 2005年 4月 同社専務取締役嘱専務執行役員退任 住生コンピューターサービス株式会社代表取締役社長(現職) 2007年 6月 当社取締役(現職)
監査役 (常勤)	てらい ひろし 寺井 宏	1947年11月 1日	1971年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2002年 7月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2004年 3月 同社理事退任 2004年 4月 当社監査役(現職)
監査役	ごとう しげゆき 後藤 茂之	1955年 3月 8日	1977年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2005年 4月 三井住友海上火災保険株式会社経営企画部部长兼リスク管理部部长(現職) 2006年 4月 当社監査役(現職)
監査役	たかはし ひろゆき 高橋 宏之	1955年11月25日	1978年 4月 大正海上火災保険株式会社入社 2006年 4月 三井住友海上火災保険株式会社経理部部长(現職) 当社監査役(現職)

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2006年度末	
	2005年度	2006年度	2005年度	2006年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	429名	484名	73名	92名	39.7歳	5.0年
（男 子）	234	265	38	51	42.4	5.0
（女 子）	195	219	35	41	36.5	4.9
（総合職）	246	280	39	56	41.6	5.0
（一般職）	183	204	34	36	35.9	4.9
営業職員	95	113	102	49	37.7	1.0
（男 子）	94	108	101	45	37.9	1.0
（女 子）	1	5	1	4	34.0	0.8

10. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区 分	2006年3月	2007年3月
内勤職員	480	476

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区 分	2006年3月	2007年3月
営業職員	421	385

（注）平均給与月額とは3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

4ページに掲載しております「[① 経営方針／業務内容 2 業務内容](#)」をご参照ください。

2. 経営方針

4ページに掲載しております「[① 経営方針／業務内容 1 経営方針](#)」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過及び成果等

2006年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の伸びが下期に鈍化したものの、好調な企業収益を背景とした設備投資が引き続き拡大するなど、緩やかな回復基調で推移しました。

生命保険業界におきましては、日本銀行の量的緩和政策解除に伴う市場金利の底上げ及び株価水準の底堅い推移により資産運用環境の改善が進む一方、死亡保障を中心とした個人保険で保有契約高の減少が続くほか、個人年金保険及び第三分野商品の販売好調に伴い増収していた保険料の伸びが頭打ちとなるなど、一時の回復にかけりがみられる状況です。

このような情勢のもと、当社は、開業10周年を迎えた年である2006年度において、前期からスタートした三井住友海上グループの新中期経営計画「チャレンジ10“ステージⅠ”」に基づき、損害保険と並ぶグループの中核事業である生命保険分野において「お客さまとのコミュニケーション強化、CS No.1の追求」、「お客さま基点でのコンプライアンス態勢の強化」、「保障性重視、クロスセル推進を通じた安定的利益拡大」を基本戦略として、引き続き「業務品質の向上を通じた生保販売力の増強」「お客さまの満足度・利便性向上」「保険金等支払管理態勢の充実」「事業収益性の向上」等の諸課題に取り組んでまいりました。

営業体制につきましては、当社は親会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）の損害保険募集代理店を通じた生損保のクロスセルを主軸としておりますが、そのための代理店指導・管理業務を委託している三井住友海上において、全国に配置した生保専任要員が行う生保営業推進活動に対し、情報提供・業務指導を通じた支援を引き続き実施いたしました。また、当社の営業職員が生命保険を募集する直販事業においても、積極的な採用活動を通じて組織・体制の強化・拡充を図りました。

商品につきましては、死亡・高度障害になったときに加え所定の特定障害状態や所定の要介護状態になったときにも年金給付が受けられる「無解約返戻金型総合収入保障保険」を、開業10周年記念商品の一環として2006年4月に発売いたしましたほか、同時に、「無解約返戻金型収入保障保険」に最低支払保証期間を従来型の5年から2年に短縮し低廉な保険料で加入できるタイプを追加いたしました。また、同年11月には、公的医療保険制度の適用対象外となる先進医療による治療費等を実損払するなど、保障を充実した新医療保険を発売しました。

契約引受・保全・保険金等支払体制につきましては、保険金等支払管理態勢の一層の整備を図るため、社内外の委員から定期的に意見を徴する「支払諮問委員会」を制度化し、同委員会の事務局運営及び保険金等支払に対するモニタリングを行う保険金支払管理室を設置したほか、「支払苦情裁定委員会」及び重要な支払・不支払決定について審議する「支払審査委員会」を創設しました。また、保険金等支払管理態勢に関する会社の基本姿勢として、取締役会において「保険金等支払管理に係る基本方針」を新たに決めました。契約者の利便性向上の観点につきましては、契約者が公式ウェブサイト上で請求書類の取り寄せができる保全手続に「契約者等の改姓手続」及び「保険料振替口座の変更手続」を追加したほか、コールセンターで受け付けた契約者の申出内容を社内電子メールで当社及び三井住友

海上の担当営業拠点に送信し情報共有を図ることにより顧客対応力を強化いたしました。また、個人情報情報の漏洩防止対策の一環として、保険証券を保険契約者に送付する際の取扱を配達記録郵便に改めました。

システムにつきましては、業務基幹システムを稼働してきたホストコンピュータが更新時期を迎えたことから、同システムのプログラムを新機種に移植したほか、保全業務の一層の効率化を図るオンラインシステムを新たに開発し、それぞれ稼働を開始いたしました。

資産の運用に当たりましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入いたしました。

なお、三井住友海上が2006年6月21日付で金融庁から業務停止命令を含む行政処分を受けたこと等を踏まえ、当社においても内部管理態勢の強化に向けた業務運営の見直しに着手し、商品開発管理における規定整備等を行いました。

以上の諸施策を実施してまいりました結果、2006年度は、保険料等収入が2,241億円、資産運用収益が140億円、その他経常収益が3億円となり、これらを合計した経常収益は2,385億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が835億円、責任準備金等繰入額が1,130億円、資産運用費用が11億円、事業費が353億円、その他経常費用が24億円等となりました結果、2,355億円となりました。

この結果、経常利益は30億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は21百万円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費が持ち直す一方で企業の生産活動がやや頭打ちとなっており、原油価格動向に引き続き注意が必要なことなどから、先行きがやや不透明な状況です。

生命保険業界におきましては、このような状況下、お客さまサービスの更なる向上を図りつつ、健全かつ適正な業務運営及び財務体質の維持・向上を図るために、商品面及び販売面を含めて厳しい競争が繰り広げられていくものと見込まれます。

このような情勢のもと、三井住友海上グループは、グループの新中期経営計画「ニューチャレンジ10」を策定し、「お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現」との基本戦略に基づいて、お客さまにより信頼していただける業務運営を確保していく方針としており、当社もこれと一体となって新中期経営計画「きらめきネクスト10」のもと、引き続き健全かつ適切な会社経営に努めてまいります。

なお、2007年2月1日に金融庁から全生命保険会社へ出された「保険金等の支払い状況に関する報告命令」を受け、当社は2001年度以降の5事業年度分について支払い状況の全件調査を実施し、追加でお支払いを要する事案の特定とお客さまへのお支払い手続きを最優先で進めてまいりました。

このような結果を招いた事実を重く受け止め、再発防止に向けた態勢整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

(注) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. お客さまからの相談（照会、苦情）の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っております。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めております。

<お客さまからのご照会>

2006年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご照会の件数は、87,121件となっております。内容につきましては下表のとおりとなっております。

お客さまからのご照会（2006年4月～2007年3月お客さまサービスセンター受付分）

内 容	件 数	占 率
	件	%
ご加入相談・資料請求	3,706	4.3
契約内容変更等の手続きに関して	54,912	63.0
保険料払込に関して	8,085	9.3
保険金・給付金に関して	10,670	12.2
税金・控除証明書に関して	3,825	4.4
保険内容の照会・その他	5,923	6.8
合 計	87,121件	100.0%

<お客さまからの苦情>

2006年度に全店でお受けした苦情の件数は、994件となっております。内容につきましては下表のとおりとなっております。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めております。

お客さまからの苦情（2006年4月～2007年3月全店受付分）

内 容	件 数	占 率
	件	%
ご加入手続きに関して	248	24.9
契約内容変更等の手続きに関して	369	37.1
保険料払込に関して	85	8.6
保険金・給付金に関して	127	12.8
そ の 他	165	16.6
合 計	994件	100.0%

3. お客さまに対する情報提供の実態

37ページに掲載しております「3. お客さまへの情報提供」をご参照ください。

4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

38ページに掲載しております「4. 商品に関する情報（デメリット情報を含む）」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

26ページに掲載しております「4. 代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

32ページに掲載しております「1. 新商品」をご参照ください。

7. 保険商品一覧

33ページに掲載しております「2. 販売商品」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 総合収入保障保険（無解約返戻金型）、新医療保険、新ガン保険、保険料率の改定等の商品対応を行ないました。
- (2) 代理店および営業社員を通して、お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「きらめきNavi」を提供し、販売推進のサポートをしています。
- (3) 代理店オンラインとして、申込書類の処理状況照会機能に加え、各種保全手続きについての照会・請求書作成機能を充実しました。
- (4) 情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

28ページに掲載しております「6. 社会貢献活動」をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

14ページに掲載しております<直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標>をご参照ください。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	2005年度末		2006年度末		科 目	2005年度末		2006年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比		金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)					(負債の部)				
現金及び預貯金	14,365	1.8	11,015	1.2	保険契約準備金	719,622	92.4	832,621	93.3
現 金	7		0		支 払 備 金	7,171		8,620	
預 貯 金	14,357		11,015		責 任 準 備 金	709,974		821,570	
有 価 証 券	723,466	92.9	838,116	93.9	契約者配当準備金	2,477		2,430	
国 債	487,613		564,453		代 理 店 借	3,015	0.4	2,218	0.2
地 方 債	8,974		8,972		再 保 険 借	149	0.0	190	0.0
社 債	202,152		243,235		そ の 他 負 債	7,368	0.9	4,094	0.5
株 式	1,105		996		未 払 法 人 税 等	506		312	
外 国 証 券	23,620		20,458		未 払 金	167		99	
貸 付 金	21,730	2.8	22,030	2.5	未 払 費 用	5,528		2,865	
保 険 約 款 貸 付	21,730		22,030		前 受 収 益	0		0	
有 形 固 定 資 産	-		465	0.1	預 り 金	15		33	
建 物	-		49		仮 受 金	1,150		781	
その他の有形固定資産	-		415		退 職 給 付 引 当 金	251	0.0	288	0.0
不 動 産 及 び 動 産	381	0.0	-		特 別 法 上 の 準 備 金	747	0.1	930	0.1
建 物	33		-		価 格 変 動 準 備 金	747		930	
動 産	348		-		負 債 の 部 合 計	731,155	93.9	840,344	94.2
代 理 店 貸	39	0.0	65	0.0	(純資産の部)				
再 保 険 貸	163	0.0	222	0.0	資 本 金	-		35,500	4.0
そ の 他 資 産	13,857	1.8	17,589	2.0	資 本 剰 余 金	-		13,214	1.5
未 収 金	10,431		13,710		資 本 準 備 金	-		13,214	
前 払 費 用	89		321		利 益 剰 余 金	-		233	0.0
未 収 収 益	2,371		2,697		そ の 他 利 益 剰 余 金	-		233	
預 託 金	781		709		繰 越 利 益 剰 余 金	-		233	
仮 払 金	157		124		株 主 資 本 合 計	-		48,948	5.5
そ の 他 の 資 産	24		24		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-		3,031	0.3
繰 延 税 金 資 産	4,915	0.6	2,928	0.3	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-		3,031	0.3
貸 倒 引 当 金	△89	△0.0	△108	△0.0	純 資 産 の 部 合 計	-		51,980	5.8
					負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	-		892,324	100.0
					(資本の部)				
					資 本 金	35,500	4.6	-	
					資 本 剰 余 金	13,214	1.7	-	
					資 本 準 備 金	13,214		-	
					利 益 剰 余 金	211	0.0	-	
					当 期 未 処 分 利 益	211		-	
					(当 期 純 利 益)	(58)		-	
					株 式 等 評 価 差 額 金	△1,250	△0.2	-	
					資 本 の 部 合 計	47,675	6.1	-	
資 産 の 部 合 計	778,831	100.0	892,324	100.0	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	778,831	100.0	-	

注記事項

2005年度末	2006年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は890百万円、時価は872百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. 不動産及び動産の減価償却の方法は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法により行っております。</p> <p>なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は「小規模会社等における簡便法」を採用し、期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、130百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額の他、保険業法上の標準責任準備金積立に向け17,400百万円を計上しております。</p> <p>9. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は3,181百万円、時価は3,214百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により行っております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は「小規模会社等における簡便法」を採用し、期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、117百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け28,200百万円を計上しております。</p>

2005年度末	2006年度末										
<p>10. 本社移転（平成18年4月）に伴い除却する予定の不動産および動産につき、残存耐用年数を短縮し臨時償却を実施いたしました。この結果、従来の耐用年数による減価償却を行った場合と比べ、税引前当期純利益は70百万円減少しております。</p>	<p>10. 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、51,980百万円であります。</p>										
<p>11. 不動産及び動産の減価償却累計額は、445百万円であります。</p>	<p>11. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1)前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2)前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。</p>										
<p>12. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。</p>	<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は、546百万円であります。</p> <p>13. 関係会社に対する金銭債権の総額は94百万円、金銭債務の総額は824百万円であります。</p>										
<p>13. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 757 638 884"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>1,883百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>1,978百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,572百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>2,477百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	1,883百万円	当年度契約者配当金支払額	1,978百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,572百万円	当年度末現在高	2,477百万円	<p>14. 繰延税金資産の総額は4,660百万円、繰延税金負債の総額は1,716百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,401百万円、保険契約準備金1,021百万円、価格変動準備金336百万円及び税務調整した収入保険料273百万円であります。繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,716百万円であります。</p>
前年度末現在高	1,883百万円										
当年度契約者配当金支払額	1,978百万円										
利息による増加等	0百万円										
契約者配当準備金繰入額	2,572百万円										
当年度末現在高	2,477百万円										
<p>14. 担保に供している資産の額は、2,551百万円であります。</p> <p>15. 外貨建資産の額は、23,938百万円であります。（外貨額198百万米ドル、4百万ユーロ）</p>	<p>15. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は91.86%であります。その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異48.90%及び住民税均等割額に係る差異6.48%であります。</p>										
<p>16. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、132百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>16. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機等があります。</p>										
<p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、1,804百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>17. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="813 1131 1220 1256"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>2,477百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>2,616百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>2,569百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>2,430百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	2,477百万円	当年度契約者配当金支払額	2,616百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,569百万円	当年度末現在高	2,430百万円
前年度末現在高	2,477百万円										
当年度契約者配当金支払額	2,616百万円										
利息による増加等	0百万円										
契約者配当準備金繰入額	2,569百万円										
当年度末現在高	2,430百万円										
<p>18. 繰延税金資産の総額は4,922百万円であります。また、繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は7百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額1,887百万円、保険契約準備金1,017百万円、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額708百万円、税務調整した収入保険料363百万円及び価格変動準備金270百万円であります。</p>	<p>18. 担保に供している資産の額は、有価証券2,517百万円であります。</p> <p>19. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は302百万円であります。</p> <p>20. 1株当たり純資産額は54,145円91銭であります。</p>										
<p>19. 当期における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は70.39%であります。その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異57.25%、情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る差異△35.69%及び住民税均等割額に係る差異8.50%であります。</p>	<p>21. 外貨建資産の額は、20,716百万円であります。（外貨額175百万米ドル）</p>										
<p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は241百万円であります。</p>	<p>22. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、54百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>										
<p>21. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,214百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>										

2. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	2005年度		2006年度	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経常収入	219,426	100.0	238,571	100.0
保険料等収入	207,387	94.5	224,100	93.9
再保料	207,162		223,826	
資産運用収入	224		274	
利息及び配当金	11,758	5.4	14,085	5.9
預有貸そ有為の年保そ	11,612		13,855	
有価証券の他	0		-	
有価証券の他	11,027		13,203	
有価証券の他	580		652	
有価証券の他	4		0	
有価証券の他	145		229	
有価証券の他	0		-	
有価証券の他	280	0.1	385	0.2
有価証券の他	252		263	
有価証券の他	-		110	
有価証券の他	28		12	
経常費用	216,388	98.6	235,542	98.7
保険料等	66,073	30.1	83,586	35.0
再保料	16,830		20,339	
資産運用	484		587	
利息及び配当金	3,821		4,196	
預有貸そ有為の年保そ	43,459		57,115	
有価証券の他	944		700	
有価証券の他	533		646	
有価証券の他	114,666	52.3	113,045	47.4
有価証券の他	1,056		1,448	
有価証券の他	113,610		111,596	
有価証券の他	0		0	
有価証券の他	98	0.0	1,112	0.5
有価証券の他	3		1	
有価証券の他	85		1,091	
有価証券の他	9		19	
有価証券の他	32,723	14.9	35,362	14.8
有価証券の他	2,826	1.3	2,435	1.0
有価証券の他	111		-	
有価証券の他	2,105		2,179	
有価証券の他	191		214	
有価証券の他	-		37	
有価証券の他	396		-	
有価証券の他	20		4	
経常利益	3,037	1.4	3,028	1.3
特別利益	0	0.0	-	-
不動産等	0	0.0	-	-
特別損失	267	0.1	191	0.1
固定資産等	-		8	0.0
不動産等	33	0.0	-	-
価格変動	164	0.1	183	0.1
その他	70	0.0	-	-
契約者配当準備金繰入額	2,572	1.2	2,569	1.1
税法引入人	197	0.1	268	0.1
税法引入人	787	0.4	684	0.3
税法引入人	△648	△0.3	△438	△0.2
当期純利益	58	0.0	21	0.0

注記事項

2005年度	2006年度
<p>1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券139百万円、外国証券5百万円であります。 有価証券売却損85百万円は、すべて国債等債券によるものであります。</p> <p>2. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は100百万円であります。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益は、60円95銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに58百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>4. その他特別損失70百万円は、本社移転（平成18年4月）に伴い除却する予定の不動産および動産につき、残存耐用年数を短縮し臨時償却を実施したものであります。（貸借対照表注記10.を参照）</p> <p>5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1)前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分損益（損）」は、当年度からは「固定資産等処分益（損）」として表示しております。 (2)当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は216百万円、費用の総額は3,502百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券11百万円、外国証券217百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,075百万円、外国証券15百万円であります。</p> <p>4. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は61百万円であります。</p> <p>5. 1株当たり当期純利益は、22円75銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに21百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科	目	2005年度	2006年度
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前当期純利益	197	268
	減価償却費	261	214
	支払備金の増加額	1,056	1,448
	責任準備金の増加額	113,610	111,596
	契約者配当金積立利息繰入額	0	0
	契約者配当準備金繰入額	2,572	2,569
	貸倒引当金の増加額	8	19
	退職給付引当金の増加額	△9	37
	価格変動準備金の増加額	164	183
	利息及び配当金等収入	△11,612	△13,855
	有価証券関係損益 (△益)	△59	862
	支払利息	3	1
	不動産動産関係損益 (△益)	32	8
	代理店貸の増加額 (△増加)	15	△25
	再保険貸の増加額 (△増加)	81	△58
	その他資産 (除く投資・財務活動関連) の増加額 (△増加)	△1,674	△3,430
	代理店借の増加額	741	△796
	再保険借の増加額	63	41
	その他負債 (除く投資・財務活動関連) の増加額	382	△3,080
	小計	105,834	96,001
	利息及び配当金等の受取額	11,597	13,799
	利息の支払額	△3	△1
	契約者配当金の支払額	△1,978	△2,616
	法人税等の支払額	△537	△878
	営業活動によるキャッシュ・フロー	114,912	106,305
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有価証券の取得による支出	△139,735	△151,676
	有価証券の売却・償還による収入	36,000	42,626
	貸付けによる支出	△32,397	△31,752
	貸付金の回収による収入	27,634	31,452
	II① 小計	△108,498	△109,349
	(I + II①)	(6,414)	(△3,043)
	不動産及び動産の取得による支出	△268	△332
	不動産及び動産の売却による収入	17	26
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,749	△109,655
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
	財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額			
		-	-
V. 現金及び現金同等物の増加額			
		6,163	△3,349
VI. 現金及び現金同等物期首残高			
		8,201	14,365
VII. 現金及び現金同等物期末残高			
		14,365	11,015

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の (期首) 期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2005年度末	2006年度末
現金及び預貯金	14,365	11,015
現金及び現金同等物	14,365	11,015

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本余剰金		利益余剰金		合計
		資本準備金	合計	その他利益余剰金	合計	
				繰越利益余剰金		
2005年度末残高	35,500	13,214	13,214	211	211	48,926
2006年度変動額						
当期純利益	-	-	-	21	21	21
株主資本以外の項目の当 事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
2006年度変動額合計	-	-	-	21	21	21
2006年度末残高	35,500	13,214	13,214	233	233	48,948

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	合計	
2005年度末残高	△1,250	△1,250	47,675
2006年度変動額			
当期純利益	-	-	21
株主資本以外の項目の当 事業年度変動額(純額)	4,282	4,282	4,282
2006年度変動額合計	4,282	4,282	4,304
2006年度末残高	3,031	3,031	51,980

注記事項

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。
前年度末株式数 960千株
当年度増加株式数 一千株
当年度減少株式数 一千株
当年度末株式数 960千株

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分		2005年度末	2006年度末
小	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	計	-	-
(対合計比)		(-)	(-)
正常債権		22,023	22,334
合計		22,023	22,334

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

リスク管理債権は該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

元本補てん契約のある信託に係る貸出金は該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2005年度末	2006年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	72,171	90,319
純資産の部合計	48,926	48,948
価格変動準備金	747	930
危険準備金	7,985	8,063
一般貸倒引当金	32	36
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合は100%）	△1,958	4,273
土地の含み損益×85%	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	16,437	28,066
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	9,661	9,505
保険リスク相当額 R_1	6,955	6,880
予定利率リスク相当額 R_2	643	663
資産運用リスク相当額 R_3	5,674	5,510
経営管理リスク相当額 R_4	265	261
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\frac{1}{2} \times (B)} \times 100$	1,493.9%	1,900.2%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 保険業法施行規則の改正により、2006年度末からソルベンシー・マージン総額の算出基準が一部変更されています（2005年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。
3. また、2005年度末の「純資産の部合計」には、「資本の部合計」の金額を記載しています。
4. 「純資産の部合計」は、貸借対照表の「純資産の部合計」からその他有価証券評価差額金（2005年度末は資本の部合計から株式等評価差額金）を控除した額を記載しています。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	2005年度末	2006年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	776,124	894,107
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	707,088	802,736
実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3)	69,036	91,371
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益(4)	△1,997	1,783
実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5)	71,034	89,588

- (注) 1. 「実質資産負債差額A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1.の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6に基づき計算しています。
- なお、有価証券の時価情報は次ページに記載しています。
- また、各事業年度の末日における流動性資産（現預金およびその他有価証券）は、2005年度末：482,269百万円、2006年度末：480,351百万円です。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2005年度末					2006年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	254,672	252,692	△1,979	691	2,671	365,598	367,348	1,749	2,810	1,061
責任準備金対応債券	890	872	△18	-	18	3,181	3,214	33	34	1
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有価証券	469,862	467,903	△1,958	5,194	7,153	464,587	469,336	4,748	6,082	1,333
公 社 債	445,877	443,177	△2,700	4,045	6,745	444,183	447,881	3,698	4,943	1,244
株 式	392	1,105	712	712	-	392	996	603	603	-
外 国 証 券	23,592	23,620	28	436	407	20,011	20,458	446	535	88
公 社 債	23,592	23,620	28	436	407	20,011	20,458	446	535	88
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	725,425	721,468	△3,956	5,886	9,842	833,367	839,899	6,531	8,927	2,396
公 社 債	701,440	696,742	△4,697	4,736	9,434	812,963	818,444	5,481	7,788	2,307
株 式	392	1,105	712	712	-	392	996	603	603	-
外 国 証 券	23,592	23,620	28	436	407	20,011	20,458	446	535	88
公 社 債	23,592	23,620	28	436	407	20,011	20,458	446	535	88
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含むこととしています。

・時価のない有価証券は保有しておりません。

責任準備金対応債券について

当社では、ALMの一環として、保険商品および資産運用の特性を踏まえ「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」を保険契約群（小区分）として設定し、保険契約の責任準備金と保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）を概ね一致させることにより、金利変動リスクを減少させる運用を行っています。

なお、上記の保険契約群（小区分）で保有する債券の大半は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告21号）に基づいて、保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

イ. 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引として、為替予約取引を活用しています。

ハ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記の通り外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されております。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程及びリスク管理規程を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

2005年度末及び2006年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2005年度	2006年度
基礎利益	A	4,046	3,984
キャピタル収益		145	229
金銭の信託運用益		-	-
売買目的有価証券運用益		-	-
有価証券売却益		145	229
金融派生商品収益		-	-
為替差益		0	-
その他キャピタル収益		-	-
キャピタル費用		85	1,091
金銭の信託運用損		-	-
売買目的有価証券運用損		-	-
有価証券売却損		85	1,091
有価証券評価損		-	-
金融派生商品費用		-	-
為替差損		-	-
その他キャピタル費用		-	-
キャピタル損益	B	59	△862
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	4,106	3,122
臨時収益		-	-
再保険収入		-	-
危険準備金戻入額		-	-
その他臨時収益		-	-
臨時費用		1,068	93
再保険料		-	-
危険準備金繰入額		1,068	77
個別貸倒引当金繰入額		0	15
特定海外債権引当勘定繰入額		-	-
貸付金償却		-	-
その他臨時費用		-	-
臨時損益	C	△1,068	△93
経常利益	A + B + C	3,037	3,028

（注）保険業法上の標準責任準備金積立に向けた積増額は、すべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。

11. 基礎利益の内訳

（単位：百万円）

		2005年度	2006年度
基礎利益	$A = ① + ② + ③ - ④$	4,046	3,984
危険差損益	①	18,559	21,894
逆ざや額	②	△1,944	△1,381
費差損益	③	△5,467	△5,728
標準責任準備金の積増額	④	7,100	10,800

（注）1. 危険差損益は、想定した保険金・給付金の予定支払額と実際に発生した支払額との差から生じるものです。

2. 逆ざや額は、想定した予定運用収益と実際の運用収益との差から生じるものです。

3. 費差損益は、想定した予定事業費と実際の事業費支出との差から生じるものです。

4. 標準責任準備金の積増額は、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するために積増した責任準備金の額です。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2006年度の計算書類及びその附属明細書について、会計監査人（あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2006年度（2006年4月1日から2007年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しております。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、並びに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言及び取締役会に対する報告を実施していることを確認しております。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2006年度決算業績の概況

(保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移)

当期における個人保険及び個人年金保険の新契約高は11,940億円、解約・失効契約高は 8,934億円となり、この結果、当期末保有契約高は前期末に比べて2,463億円増加し8兆1,642億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は257億円、解約・失効契約高は265億円となりましたが、その他に消費者信用団体生命保険の減少等により、当期末保有契約高は、前期末に比べて4,865億円減少し2兆5,612億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は前期末に比べて209億円増加し1,950億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が2,241億円、資産運用収益が140億円、その他経常収益が3億円となり、これらを合計した経常収益は2,385億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が835億円、責任準備金等繰入額が1,130億円、事業費が353億円、その他経常費用が24億円等となりました結果、2,355億円となりました。

この結果、経常利益は30億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は21百万円となりました。

(責任準備金の状況及び推移)

当社は、5年チルメル式により責任準備金を積み立てておりますが、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けさらに108億円の積み増しを行い、当期の責任準備金繰入額は 1,115億円となりました。この結果、責任準備金は8,215億円となり、このうち標準責任準備金の積み増し額の累計は282億円となりました。

(資産の状況)

2006年度末の総資産は前期末に比べて1,134億円増加し、8,923億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2005年度末				2006年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	815	105.8	7,603,541	115.5	853	104.7	7,846,571	103.2
個人年金保険	60	113.3	314,360	114.9	63	103.8	317,690	101.1
団体保険	-	-	3,047,795	122.9	-	-	2,561,215	84.0
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	2005年度				2006年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による 純増加			新契約	転換による 純増加	
個人保険	111	1,725,432	1,725,432	-	112	1,149,836	1,149,836	-
個人年金保険	11	66,200	66,200	-	6	44,172	44,172	-
団体保険	-	197,832	197,832		-	25,795	25,795	
団体年金保険	-	-	-		-	-	-	

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	155,627	117.4	176,170	113.2
個人年金保険	18,512	114.8	18,898	102.1
合 計	174,140	117.1	195,069	112.0
うち医療保障・ 生前給付保障等	20,853	103.1	22,855	109.6

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度		2006年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	37,081	128.5	38,059	102.6
個人年金保険	3,721	63.8	2,384	64.1
合 計	40,802	117.7	40,443	99.1
うち医療保障・ 生前給付保障等	2,458	94.0	3,824	155.6

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を記載しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2005年度末	2006年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	7,603,541	7,846,571
		個人年金保険	(47,151)	(61,551)
		団体保険	3,047,440	2,560,845
		団体年金保険	-	-
	その他共計		10,650,981	10,407,417
	災害死亡	個人保険	(999,124)	(961,001)
		個人年金保険	(476)	(463)
		団体保険	(33,976)	(29,131)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計		(1,033,577)	(990,590)	
その他の条件付死亡	個人保険	(61,277)	(61,896)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(510)	(464)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計		(61,787)	(62,360)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(243,997)	(238,335)
		個人年金保険	311,817	313,848
		団体保険	6	11
		団体年金保険	-	-
	その他共計		311,824	313,859
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(39,903)	(40,156)
		団体保険	(39)	(36)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計		(39,943)	(40,193)	
その他	個人保険	(125,413)	(146,040)	
	個人年金保険	2,542	3,842	
	団体保険	348	358	
	団体年金保険	-	-	
その他共計		2,890	4,201	
入院保障	災害入院	個人保険	(1,694)	(1,836)
		個人年金保険	(2)	(1)
		団体保険	(73)	(67)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計		(1,770)	(1,905)
	疾病入院	個人保険	(1,799)	(1,942)
		個人年金保険	(2)	(1)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計		(1,802)	(1,944)	
その他の条件付入院	個人保険	(2,731)	(2,971)	
	個人年金保険	(1)	(1)	
	団体保険	(0)	(0)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計		(2,733)	(2,973)	

(注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。

2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、個人保険は介護保障特約、新介護保障特約及びガン診断給付特約の給付金額を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2005年度末	2006年度末
障害保障	個人保険	61,574	61,108
	個人年金保険	58	56
	団体保険	127,032	129,776
	団体年金保険	-	-
	その他共計	188,664	61,164
手術保障	個人保険	434,860	463,344
	個人年金保険	556	513
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	435,416	463,857

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2005年度末	2006年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,478,622	1,406,864
	定期付終身保険	301,262	284,430
	定 期 保 険	3,109,471	3,431,114
	そ の 他 共 計	7,072,112	7,314,248
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	221,485	214,184
	定期付養老保険	8,580	8,115
	生存給付金付定期保険	18,318	17,196
	そ の 他 共 計	531,428	532,322
生 存 保 険		-	-
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	314,360	317,690
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	530,164	511,651
	傷 害 特 約	328,794	324,454
	災 害 入 院 特 約	1,696	1,658
	疾 病 特 約	1,047	1,010
	成 人 病 特 約	165	160
	その他の条件付入院特約	1,417	1,548

- (注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2005年度		2006年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	770,508	6,581,088	815,359	7,603,541
新契約	111,433	1,725,432	112,227	1,149,836
更新	925	6,027	2,971	18,448
復活	8,363	93,981	7,011	77,274
保険金額の増加	8	21	18	79
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	431	43,045	42	36,415
死亡	1,278	10,491	1,321	10,295
満期	1,446	8,185	6,881	30,874
保険金額の減少	4,467	43,190	3,404	34,892
転換による減少	-	-	-	-
解約	55,533	522,742	58,682	688,067
失効	17,562	183,258	16,714	182,444
その他の減少	482	78,187	62	92,448
年末現在	815,359	7,603,541	853,950	7,846,571
(増減率)	(5.8)	(15.5)	(4.7)	(3.2)
純増加	44,851	1,022,452	38,591	243,030
(増減率)	(△2.0)	(3.0)	(△14.0)	(△76.2)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2005年度		2006年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	53,768	273,609	60,945	314,360
新契約	11,027	66,200	6,481	44,172
復活	53	281	30	111
金額の増加	3	8	7	26
転換による増加	-	-	-	-
その他の増加	120	1,449	167	2,119
死亡	81	530	92	494
支払満了	-	-	-	-
金額の減少	187	6,630	382	18,470
転換による減少	-	-	-	-
解約	3,557	17,671	3,953	22,070
失効	300	1,252	215	868
その他の減少	85	1,104	106	1,196
年末現在	60,945	314,360	63,257	317,690
(増減率)	(13.3)	(14.9)	(3.8)	(1.1)
純増加	7,177	40,750	2,312	3,330
(増減率)	(△46.0)	(△50.9)	(△67.8)	(△91.8)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：人、百万円)

区 分	2005年度		2006年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在	10,921,350	2,478,958	12,049,567	3,047,795
<うち幹事・単独>	101,059	-	112,301	-
新契約	1,566,550	197,832	47,935	25,795
<うち幹事・単独>	3,889	-	2,213	-
更新	2,179,995	894,893	2,234,534	860,554
復活	-	-	-	-
中途加入	926,552	421,618	1,121,404	385,587
保険金額の増加	378,245	571,856	384,493	148,197
その他の増加	1,470	2,127	65	109
死亡	30,626	6,488	31,748	6,276
満期	2,193,020	918,076	3,576,194	1,125,196
脱退	1,317,132	453,015	1,496,478	384,259
保険金額の減少	319,676	119,949	490,401	358,640
解約	3,992	19,330	75,292	26,061
失効	146	609	57	494
その他の減少	1,434	2,020	169,926	5,895
年末現在	12,049,567	3,047,795	10,103,810	2,561,215
<うち幹事・単独>	112,301	-	123,048	-
(増減率)	(10.3)	(22.9)	(△16.1)	(△16.0)
純増加	1,128,217	568,837	△1,945,757	△486,579
(増減率)	(-)	(237.1)	(-)	(△185.5)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2005年度		2006年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	-	-	-	-
新契約	-	-	-	-
年金支払	-	-	-	-
一時金支払	-	-	-	-
解約	-	-	-	-
年末現在	-	-	-	-
(増減率)	(-)	(-)	(-)	(-)
純増加	-	-	-	-
(増減率)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売しておりますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

保険料払込方法	2005年度	2006年度
年払・半年払・月払契約	(契約年月日により) 1.45%~1.55%	(契約年月日により) 1.45%~1.55%
一時払契約	(契約年月日、保険種類により) 0.55%~1.40%	(契約年月日、保険種類により) 0.55%~1.40%

団体保険につきましては、お払い込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2006年度にお支払いした契約者配当金は2,616百万円（2005年度1,978百万円）、2006年度末に契約者配当金支払のために契約者配当準備金に繰り入れた金額は2,569百万円（同2,572百万円）となっております。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	2005年度	2006年度
個人保険	15.5	3.2
個人年金保険	14.9	1.1
団体保険	22.9	△16.0
団体年金保険	-	-

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）
(単位：千円)

区 分	2005年度	2006年度
新契約平均保険金	15,484	10,245
保有契約平均保険金	9,325	9,188

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率（対年度始）
(単位：%)

区 分	2005年度	2006年度
個 人 保 険	26.2	15.1
個人年金保険	24.4	14.2
団 体 保 険	8.0	0.8

(注) 転換契約は含みません。

(4) 解約失効率（対年度始）
(単位：%)

区 分	2005年度	2006年度
個 人 保 険	10.0	10.9
個人年金保険	9.3	13.2
団 体 保 険	△17.4	7.8

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）
(単位：円)

2005年度	2006年度
196,424	150,028

(注) 転換契約は含みません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）
(単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
2005年度	2006年度	2005年度	2006年度
1.61	1.58	1.48	1.33

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：％）

区 分		2005年度	2006年度
災害死亡保障契約	件数	0.14	0.16
	金額	0.12	0.21
障害保障契約	件数	0.10	0.10
	金額	0.02	0.02
災害入院保障契約	件数	4.62	4.02
	金額	127.48	108.76
疾病入院保障契約	件数	38.04	39.52
	金額	660.70	691.81
成人病入院保障契約	件数	11.38	11.81
	金額	303.97	317.22
疾病・傷害手術保障契約	件数	27.76	28.13
成人病手術保障契約	件数	6.71	6.71

- (注) 1. 入院保障契約の特約発生率（金額）は、

$$\frac{\text{発生（支払）金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$$
により算出した率です。
2. 疾病入院保障契約には、医療保険の主契約を含みます。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

2005年度	2006年度
15.8	15.8

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2005年度	2006年度
5社	5社

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：％）

2005年度	2006年度
100	100

- (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2005年度	2006年度
AAA	15.5	12.7
AA-	36.7	34.2
A+	42.8	49.2
A-	4.9	3.9

(注) 格付はS&Pによるものに基づいております。

- (12) 未だ収受していない再保険の額

(単位：百万円)

2005年度	2006年度
45	0

- (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2006年度
第三分野発生率	30.0
医療（疾病）	28.1
がん	48.7
その他	21.0

- (注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額です。
2. 発生保険金額には支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等が含まれます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2005年度末	2006年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	3,575	4,063
	災 害 保 険 金	93	110
	高 度 障 害 保 険 金	349	471
	満 期 保 険 金	33	151
	そ の 他	72	59
	小 計	4,124	4,856
年 金	0	6	
給 付 金	601	873	
解 約 返 戻 金	2,438	3,018	
保 険 金 据 置 支 払 金	-	-	
そ の 他 共 計	7,171	8,620	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2005年度末	2006年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	649,325 (649,325)	748,631 (748,631)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	52,109 (52,109)	64,300 (64,300)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	552 (552)	575 (575)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	- (-)	- (-)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	0 (0)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	701,988 (701,988)	813,507 (813,507)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金	7,985	8,063	
合 計	709,974	821,570	
(一般勘定)	(709,974)	(821,570)	
(特別勘定)	(-)	(-)	

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2005年度末	2006年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金 対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		94.6%	96.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率	
1996年度～2000年度	386,509百万円	3.10%	2.75%
		2.35%	2.00%
2001年度～2005年度	389,148百万円	1.75%	1.50%
2006年度	37,273百万円	1.75%	1.50%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しております。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2005年度	前年度末現在	13	0	1,868	-	-	0	1,883
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	1,977	-	-	0	1,978
	当年度繰入額	0	0	2,568	-	-	3	2,572
	当年度末現在	12	0	2,460	-	-	3	2,477
		(12)	(0)	(2)	(-)	(-)	(-)	(15)
2006年度	前年度末現在	12	0	2,460	-	-	3	2,477
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	2,612	-	-	3	2,616
	当年度繰入額	0	0	2,565	-	-	3	2,569
	当年度末現在	12	0	2,413	-	-	4	2,430
		(12)	(0)	(10)	(-)	(-)	(-)	(23)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法 (注)
貸倒引当金	一般貸倒引当金	32	36	3	
	個別貸倒引当金	56	71	15	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金		251	288	37	
価格変動準備金		747	930	183	

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項 (P.55) に記載しております。

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金		35,500	-	-	35,500	
うち 既発行株式	普通株式	(960千株)	(-千株)		(960千株)	
		35,500	-	-	35,500	
計		35,500	-	-	35,500	
資本 剰余金	資本準備金	13,214	-	-	13,214	
	その他資本剰余金	-	-	-	-	
	計	13,214	-	-	13,214	

(8) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
個人保険	178,827	196,649
(うち一時払)	(8,420)	(3,944)
(うち年払)	(75,871)	(92,577)
(うち半年払)	(920)	(942)
(うち月払)	(93,614)	(99,185)
個人年金保険	17,326	16,308
(うち一時払)	(-)	(14)
(うち年払)	(6,812)	(4,964)
(うち半年払)	(129)	(115)
(うち月払)	(10,385)	(11,214)
団体保険	11,000	10,854
団体年金保険	-	-
その他共計	207,162	223,826

(9) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2006年度 合 計	2005年度 合 計
死亡保険金	7,749	-	6,444	-	-	0	14,194	15,434
災害保険金	206	-	7	-	-	-	213	119
高度障害保険金	242	-	390	-	-	-	633	590
満期保険金	5,149	-	-	-	-	-	5,149	463
そ の 他	149	-	-	-	-	-	149	222
合 計	13,497	-	6,842	-	-	0	20,339	16,830

(10) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2006年度 合 計	2005年度 合 計
年 金	340	202	44	-	-	-	587	484

(11) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2006年度 合 計	2005年度 合 計
死亡給付金	-	100	-	-	-	-	100	57
入院給付金	1,904	2	5	-	-	1	1,913	1,795
手術給付金	1,090	1	-	-	-	-	1,092	1,000
障害給付金	8	-	1	-	-	-	9	6
生存給付金	534	-	-	-	-	-	534	498
そ の 他	546	0	-	-	-	-	546	461
合 計	4,084	104	7	-	-	1	4,196	3,821

(12) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2006年度 合 計	2005年度 合 計
解約返戻金	54,283	2,832	-	-	-	-	57,115	43,459

(13) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,011	214	546	465	54.0
建 物	59	8	10	49	17.3
その他の有形固定資産	951	205	535	415	56.3
合 計	1,011	214	546	465	54.0

(14) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
営業活動費	18,035	17,380
営業管理費	398	919
一般管理費	14,289	17,062
合 計	32,723	35,362

(注) 2006年度一般管理費のうち生命保険契約者保護機構に対する負担金は222百万円、また旧保険契約者保護基金に対する負担金は110百万円です。

(15) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
国 税	1,154	1,167
消費 税	1,113	1,131
印 紙 税	40	36
登録免許税	-	-
その他の国税	0	0
地 方 税	950	1,011
地方消費 税	278	282
法人住民 税	-	-
法人事業 税	655	706
固定資産 税	4	4
不動産取得 税	-	-
事業所 税	11	16
その他の地方 税	0	0
合 計	2,105	2,179

(16) リース取引[リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取得価額相当額	552	552	1,013	1,013
減価償却累計額相当額	240	240	397	397
期末残高相当額	311	311	616	616

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2005年度末			2006年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	95	216	311	171	444	616

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
支払リース料	91	179
減価償却費相当額	91	179

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 2006年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2006年度のがわが国経済は、個人消費には未だ力強さは見られないものの、企業収益の拡大を背景に、雇用環境の改善・設備投資も堅調に推移するなど、景気は着実な回復が続きました。

国内金利（10年国債利回り）は、早期利上げ観測により期初の1.8%水準から5月には2.0%と1999年8月以来の高水準となり、その後も7月に日銀のゼロ金利政策解除もあって1.8～1.9%で推移しました。しかし追加利上げ観測が後退していくと1.6～1.8%のレンジでの展開となり、2月に日銀が本年度2度目の利上げを実施したものの、3月末には1.65%となりました。

為替（円の対米ドル相場）は、期初117円台から5月に一旦は109円台となりましたが、その後2月にかけて日米金利差拡大により122円台までの円安ドル高が進行しました。しかし2月末には、世界的な株価下落により円が買い戻される動きが出て、3月末には118円となりました。

株式市場（日経平均株価）は、期初の17,000円から、企業の会計不信の高まりで6月には14,000円台まで下落しました。その後上昇基調に転じ、円安進行・企業業績拡大期待などを背景に2月には18,000円台となりました。しかし2月末に中国上海総合指数の大幅下落から世界的な株安に発展、3月半ばには16,500円台まで下落し、その後多少回復し年度末には17,000円台となりました。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用におきましては、安全性を最優先とし長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。

〔運用対象〕

上記の基本方針から、当社は公社債を主な運用対象としております。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債・社債等の円建債券としておりますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回りの向上を図っております。なお、購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しております。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資につきましては、現在行っておりません。

ハ. 運用実績の概況

2006年度末における一般勘定資産の残高は、8,923億円となり、前年度末比で1,134億円の増加となりました。各資産の増減のうち最大のものは、公社債の1,179億円の増加です。

また、2006年度は資産運用収益を140億円、資産運用費用を11億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.57%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	14,365	1.8	11,015	1.2
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	723,466	92.9	838,116	93.9
公 社 債	698,740	89.7	816,661	91.5
株 式	1,105	0.1	996	0.1
外 国 証 券	23,620	3.0	20,458	2.3
公 社 債	23,620	3.0	20,458	2.3
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	21,730	2.8	22,030	2.5
保 険 約 款 貸 付	21,730	2.8	22,030	2.5
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	33	0.0	49	0.0
繰 延 税 金 資 産	4,915	0.6	2,928	0.3
そ の 他	14,409	1.9	18,293	2.1
貸 倒 引 当 金	△89	△0.0	△108	△0.0
合 計	778,831	100.0	892,324	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	23,938	3.1	20,716	2.3

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
現預金・コールローン	6,163	△3,349
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	89,472	114,649
公 社 債	87,683	117,920
株 式	611	△109
外 国 証 券	1,177	△3,162
公 社 債	1,177	△3,162
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-
貸 付 金	4,763	300
保 険 約 款 貸 付	4,763	300
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	△54	16
繰 延 税 金 資 産	4,915	△1,986
そ の 他	1,944	3,883
貸 倒 引 当 金	△8	△19
合 計	107,196	113,493
う ち 外 貨 建 資 産	1,200	△3,221

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2005年度	2006年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.66	1.59
うち公社債	1.55	1.47
うち株式	3.56 (3.56)	6.06 (6.06)
うち外国証券	4.57	5.43
貸 付 金	3.04	3.03
うち一般貸付	-	-
不 動 産	-	-
一 般 勘 定 計	1.62 (1.62)	1.57 (1.57)

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。

なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
現預金・コールローン	25,982	16,401
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	667,148	775,393
うち 公 社 債	643,133	752,137
うち 株 式	392	392
うち 外 国 証 券	23,622	22,862
貸 付 金	19,127	21,509
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	94	54
一 般 勘 定 計	721,887	824,081
うち 海 外 投 融 資	23,622	22,862

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
利息及び配当金等収入	11,612	13,855
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	145	229
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為 替 差 益	0	-
そ の 他 運 用 収 益	-	-
合 計	11,758	14,085

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
支 払 利 息	3	1
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有 価 証 券 売 却 損	85	1,091
有 価 証 券 評 価 損	-	-
有 価 証 券 償 還 損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為 替 差 損	-	-
貸倒引当金繰入額	9	19
貸 付 金 償 却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
そ の 他 運 用 費 用	-	-
合 計	98	1,112

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
預 貯 金 利 息	0	-
有価証券利息・配当金	11,027	13,203
公 社 債 利 息	9,939	12,139
株 式 配 当 金	14	23
外国証券利息配当金	1,073	1,039
貸 付 金 利 息	580	652
不 動 産 賃 貸 料	-	-
そ の 他 共 計	11,612	13,855

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
国債等債券	139	11
株式等	-	-
外国証券	5	217
その他共計	145	229

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度	2006年度
国債等債券	85	1,075
株式等	-	-
外国証券	-	15
その他共計	85	1,091

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	487,613	67.4	564,453	67.3
地 方 債	8,974	1.2	8,972	1.1
社 債	202,152	27.9	243,235	29.0
うち公社・公団債	61,290	8.5	99,129	11.8
株 式	1,105	0.2	996	0.1
外 国 証 券	23,620	3.3	20,458	2.4
公 社 債	23,620	3.3	20,458	2.4
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	723,466	100.0	838,116	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2005年度末							2006年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め ないものを含む	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定め ないものを含む	合計
国 債	1,109	716	28,380	184,459	194,090	78,856	487,613	-	3,576	93,574	206,527	109,026	151,748	564,453
地 方 債	-	1,118	6,174	1,159	521	-	8,974	403	2,844	5,196	-	527	-	8,972
社 債	5,363	37,814	63,431	33,715	54,779	7,047	202,152	17,266	49,452	50,595	19,826	102,052	4,042	243,235
株 式	/	/	/	/	/	1,105	1,105	/	/	/	/	/	996	996
外国証券	-	3,444	857	5,740	13,579	-	23,620	-	601	2,413	14,833	2,609	-	20,458
公社債	-	3,444	857	5,740	13,579	-	23,620	-	601	2,413	14,833	2,609	-	20,458
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	6,473	43,093	98,843	225,074	262,972	87,008	723,466	17,669	56,474	151,779	241,187	214,216	156,787	838,116

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2005年度末	2006年度末
公 社 債	1.58	1.68
外 国 公 社 債	4.46	4.28

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	-	-	-	-	
鉱 業	-	-	-	-	
建 設 業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学 品	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属 製 品	-	-	-	
	機 械	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
	輸 送 用 機 器	-	-	-	
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-		
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	-	-	-	
情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	-	-	-	
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	1,105	100.0	996	100.0
	保 険 業	-	-	-	-
	そ の 他 金 融 業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	1,105	100.0	996	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度末残高	2006年度末残高
保 險 約 款 貸 付	21,730	22,030
契 約 者 貸 付	16,143	17,603
保 險 料 振 替 貸 付	5,586	4,426
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	21,730	22,030

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分		前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2005 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	87	16	0 (-)	70	33	20	37.7
	動 産	337	252	50 (-)	190	348	425	54.9
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	合 計	424	268	50 (-)	261	381	445	53.8
2006 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	33	44	19 (-)	8	49	10	17.3
	建 設 仮 勘 定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	348	287	14 (-)	205	415	535	56.3
	合 計	381	332	34 (-)	214	465	546	54.0

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	2005年度末	2006年度末
不 動 産 残 高	33	49
営 業 用	33	49
賃 貸 用	-	-
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度末	2006年度末
不 動 産	-	-
動 産	0	-
有 形 固 定 資 産	-	-
土 地	-	-
建 物	-	-
そ の 他	-	-
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	0	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2005年度末	2006年度末
不 動 産	0	-
動 産	32	-
有 形 固 定 資 産	-	-
土 地	-	-
建 物	-	0
そ の 他	-	7
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	33	8

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	23,620	100.0	20,458	100.0
株 式	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	23,620	100.0	20,458	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ニ. 合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	23,620	100.0	20,458	100.0
-----------	--------	-------	--------	-------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末								2006年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	公社債		株式等		公社債		株式等		公社債		株式等		公社債		株式等	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	18,654	79.0	18,654	79.0	-	-	-	-	15,965	78.0	15,965	78.0	-	-	-	-
ヨーロッパ	2,179	9.2	2,179	9.2	-	-	-	-	1,630	8.0	1,630	8.0	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	2,786	11.8	2,786	11.8	-	-	-	-	2,862	14.0	2,862	14.0	-	-	-	-
合 計	23,620	100.0	23,620	100.0	-	-	-	-	20,458	100.0	20,458	100.0	-	-	-	-

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2005年度末		2006年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	23,007	97.4	20,458	100.0
ユ ー ロ	613	2.6	-	-
合 計	23,620	100.0	20,458	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2005年度	2006年度
4.57	5.43

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会員権	24	-	-	-	24	
その他	0	-	0	-	0	
合計	24	-	0	-	24	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と相違ありません。V-9の欄をご参照下さい。

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

22ページに掲載しております「2-1 リスク管理体制」ならびに62ページの「責任準備金対応債券について」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

23ページに掲載しております「2-2 コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 個人データ保護について

23ページに掲載しております「2-3 個人情報の取り扱い」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

主な保険用語の説明

生命保険をご理解いただく上での便宜を図るため、主な用語を整理いたしました。本冊子の内容に限らず、皆さまが生命保険について見聞きされる用語を中心に記載しておりますので、ご利用ください。

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項、諸手続、税法上の特典など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しているものです。ご契約に際し、必ずご一読ください。
約 款	ご契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。
主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的などで主契約に付加するものです。
保 険 証 券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
契 約 者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
被 保 険 者	生命保険の対象として保険が付けられている人のことをいいます。
保険金受取人・年金受取人	保険金・年金を受け取る人のことをいいます。
保 険 金 ・ 年 金	被保険者が死亡または高度障害になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
給 付 金	災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたとき、手術を受けられたとき、または退院後に通院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
保 険 料	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時などに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
診 査	医師扱いのご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、団体の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
契 約 年 齢	ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7カ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

責任開始期(日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料のお払込方法(経路)により責任開始日と異なる場合があります。
払込期月	第2回以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
第1回保険料充当金(相当額)	お申込みをされる時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
責任準備金	将来の保険金などを支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度となります。
保有契約高	個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。
新契約高	事業年度(通常4月1日から3月31日までの1年間)において新たに契約した保障金額の総合計額です。
年換算保険料	保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が事業年度末に保有する保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。
ソルベンシー・マージン	<p>保険会社の支払余力をあらわす指標の一つです。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。たとえば、大災害や株の大暴落など、通常の見込みを超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが、ソルベンシー・マージン比率です。</p> <p>なお、この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではありますが、この比率だけをとりえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。</p>

ディスクロージャー	<p>ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。生命保険会社は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財政状態はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。</p> <p>生命保険会社は、年1回の決算が義務付けられており、毎年の決算後、これらの情報を記載したディスクロージャー資料として、『〇〇生命の現状』といった名称の冊子を7月頃に作成し、皆さまが比較的簡単に情報を得られるようにしています。このディスクロージャー資料は、生命保険各社の本社・支社・支部・営業所・事務所等で閲覧できます。</p>
-----------	--

ディスクロージャー誌 三井住友海上きらめき生命の現状2007

2007年7月発行

三井住友海上きらめき生命保険株式会社 人事総務部

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

TEL 03-5282-8505

URL：<http://www.ms-kirameki.com>

www.ms-kirameki.com